

令和5年3月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年3月3日(金)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和5年3月3日(金) 午前 9時00分
閉 会 日 時	令和5年3月3日(金) 午後 3時59分
委 員 長	田 中 克 美
委員会出席委員	
委 員 長	田 中 克 美
副 委 員 長	市ノ川 徳 宏
委 員	竹 田 悦 子      秋 谷      修      川 崎 葉 子 永 沼 博 昭
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第16号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第17号	市道の路線の廃止について	原案可決
第18号	市道の路線の認定について	原案可決
第22号	令和4年度鴻巣市一般会計補正予算（第13号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第25号	令和4年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第26号	令和4年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第28号	令和4年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
第29号	令和4年度鴻巣市下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
第30号	令和5年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第32号	令和5年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
第34号	令和5年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第35号	令和5年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第37号	令和5年度鴻巣市水道事業会計予算	原案可決
第38号	令和5年度鴻巣市下水道事業会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(都市建設部)

都市建設部長	清 水 洋
都市建設部副部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	清 水 千 之
都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長	戸ヶ崎 徹
都市建設部参事兼市街地整備課長	大 堀 勝 彦
都市建設部参事兼道路課長	矢 部 正 樹
建築住宅課長	秋 元 宏 康
都市計画課副参事	藤 村 弥
都市計画課・産業団地プロジェクト副参事	島 田 幸 男
建築住宅課副参事	中 島 隆 晶

(上下水道部)

上下水道部長	三 村 正
上下水道部副部長	中 根 治 人
上下水道部参事兼下水道課長	堀 岳 夫
経營業務課長	伊 藤 正 一
水道課長	山 崎 眞 也
水道課副参事	大 網 岳 志
下水道課副参事	宮 澤 祐 紀

吹上支所長	岡 田 和 弘
川里支所長	山 縣 一 公

書 記 小野田 直 人

書 記 大 谷 直 樹

(開議 午前9時00分)

(委員長) それでは、これより本日の会議を開きます。

(都市建設部参事兼道路課長) 昨日、竹田委員のご質問の中で、駅南線と上尾道路との交差点での高さの差ということで、50センチ程度ということでお答えをしたのですが、この50センチ程度というのは今協議中の道路でありますので、現段階ではということで付け加えさせていただきたいと思えます。

(委員長) 了解願います。

昨日、議案第30号 令和5年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分についての説明が終わっておりますので、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) おはようございます。

まず、歳入のほうから。34、35ページ、下のほうにあります建築住宅課の建築等確認等申請手数料でございますが、令和5年度は何件見込んでいるのか伺います。

(建築住宅課長) 令和5年度の建築確認等申請手数料ですが、見込んでいる数としては、建築計画概要書、こちらの写しを交付しておりまして、こちらについてが500件分、それと建築確認の申請を6件分、それと完了検査を5件分、それと長期優良住宅の認定として125件分を想定して、手数料の額というふうに見込んでおります。

以上です。

(永沼) 数的なものというのは過去の実績に基づくものなのか、それを伺います。

(建築住宅課長) 大体過去の実績等に倣っての数字なのですが、これは令和何年度の数字を使ったとか、そういうことではなくて、過去の実績等を踏まえた、想定できる数字という形で算定しております。

以上です。

(永沼) 同じくその下、屋外広告物等許可申請手数料ですが、更新と新規、これは何件ずつ見込んでいるのかお尋ねします。

(建築住宅課長) こちらについても、更新、新規を合わせて40件を見込

んでおります。これは、令和元年度から令和3年度の実績の中で令和元年度が一番少なかったのですけれども、そのときの件数を想定した金額で予算を計上させてもらっています。

以上です。

（永沼）今のご答弁ですと、更新、新規を合わせたという言い方なのですけれども、私がお尋ねしたのは更新が何件、新規が何件ということをお聞きしたかったのですが、その辺は算定出しているのですか。

（建築住宅課長）すみません。こちらについては、我々のほうも今押さえている数字としては更新と新規を合わせた数字でちょっと手数料のほう入れてしまっていますので、昨年度のものであれば出せるかどうか、ちょっとお時間をいただいて、後ほどの回答という形でもよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

（建築住宅課長）すみません。お願いします。

（永沼）実は、更新の数を聞いて、その後ちょっと再質問等をお聞きしたいなと思っていたので、令和4年4月1日施行の埼玉県の屋外広告物条例の改正が行われて、それが令和4年4月1日から施行されているわけです。その施行に伴い、屋外広告物の点検報告書等をするようになっているのですけれども、その点検報告書についてちょっとお尋ねしようと思ったのですが、まずはその屋外広告物点検報告書というのは、令和4年4月1日から更新に伴い提出されているのかどうか、それをお聞きします。

（建築住宅課長）屋外広告物の報告書の提出なのですけれども、令和4年4月1日の条例改正後、高さが4メートルを超える屋外広告物、こちらについては有資格者の点検が義務化されていますので、許可の更新の申請を行う際は点検報告書の添付が必要なことから、添付を求めています、全て添付されています。

以上です。

（永沼）これ予算なので、実績をあんまり問いたくはないのですが、本年度のことで、何件ぐらい更新で点検報告書が出されているのかという

のは分かりますか。

（建築住宅課長）令和5年2月末現在で38件報告がありました。

（永沼）恐らくそれは有資格者点検業務化対象広告物というのが38件だ  
と思うのですけれども、有資格者点検努力義務化対象広告物というの  
もあるのですが、努力義務で出されているこの点検報告書というの  
はあるのかどうかお尋ねします。

（建築住宅課長）こちらについては、地上4メートルを超えるものであ  
っても、申請の本来許可が不要なものというのがあります。そういった  
ものについては努力義務となっていますので、我々のほうでその申請等  
がないと件数等が把握できなくて、こちらについての数字を出すとい  
うのはちょっと不可能ということになってしまいます。

以上です。

（永沼）この屋外広告物については、大風、台風とかでいろいろと、そ  
れによって飛んでしまったりして、万が一、人身事故にもなりかねない  
という意味でこういった点検ということが始まったのだと思うのです。  
そういった意味では、こういった有資格者の点検が必要な広告物は点検  
するけれども、有資格者の点検が必要ない、要するに努力義務の方につ  
いても、点検というのは恐らく絶対必要だと思うのです。そういった屋  
外広告物に対する指導というのはどのようにされているのかお聞きしま  
す。

（建築住宅課長）努力義務の広告物に指導とかそういったものというの  
は、なかなか現地等で把握するのも難しいかと思っています。我々とし  
ては、担当職員で定期的に市内をぐるぐる、パトロールという日を設け  
て回っております。こういった中で、危険だと思われるような広告物、  
そういったものを発見したものについて、所有者等に連絡をさせていた  
だいています。今年も17号沿いで1件、ちょっと剥がれて風で飛んでし  
まいそうなところがあって、指摘させていただいたところでした。それと、  
許可をするときに1年間の点検を許可条件としてつけていますので、そ  
ういったところでは、許可案件については指導等はしております。

以上です。

(永沼) 屋外広告物についてなのですけれども、恐らく申請書にというふうには僕は思っているのですけれども、であるならば、お店を出した、屋外広告物を設置した、申請しないままになっているというようなところもなきにしもあらずかなとちょっと思ってしまうのですけれども、その辺の現地の対応というか、点検というか、パトロールなさっているということで、そういった把握というのはされているのかどうかお聞きします。

(建築住宅課長) なかなかパトロールの中でも、この広告物が許可が必要かどうかとか、面積とかでも線が引かれるところもあるので、なかなか一つ一つ許可が必要か、不要かというところまでは見ていないというのが正直なところかと思います。やはり現地を回る中で危害を他人に及ぼすようなものがあるかどうかというような目線で今のところではパトロール等はやっているという状況です。

以上です。

(永沼) それでは、次に進みます。

同じページの一番下に開発許可等手数料、建築住宅課ですけれども、これについては何件見込んでいるのかお聞きします。

(建築住宅課長) こちらについても、過去5年間で一番少なかった令和2年度の申請件数を基に算定しております。件数といたしましては、開発許可の申請を82件、その変更を50件、それと適合証明というものが127件、それと建築行為等許可申請、これを8件、それと予定建築物等以外の建築許可申請、これを10件、それと開発登録簿の写し交付を153件という形で想定した数字となっています。

以上です。

(永沼) 次に、歳出に行きたいと思います。

120ページ、121ページになりますか、上のほうに道路課で交通安全施設整備事業というのがありまして、説明でいきますと道路反射鏡についてとか修繕とかという、あと路面標示の塗り替えというご説明だと思うのですけれども、道路反射鏡については何基点検して、そして何基修繕対象なのか。また、その修繕内容について、さらに路面標示の塗り替えは

何か所なのか、その辺をちょっとお聞きいたします。

（都市建設部参事兼道路課長）道路反射鏡の点検は3年に1回行っておりまして、全体3,400基ほどあります。令和4年度は、1,447基の点検を行いました。そのうち修繕が必要であるというA判定のものが7基ございました。それと、今まで点検を行って、修繕が必要であるが、まだ修繕できていないものが37件ありましたので、令和5年度は44基の修繕を行う予定です。修繕の内容につきましては、支柱やアームの交換が23基、それから面の交換が21基となっております。

それから、路面標示の塗り替え箇所につきましては、令和4年度中、市民の要望があったものが28件、まだ未施工のものがございます。それと併せて道路パトロール等で塗り替えが必要な場所を確認した上で、予算の範囲内で施工していきたいというふうに考えています。

（永沼）道路反射鏡の点検が1,447件ということで、そのうち修繕が必要なもので支柱とか、あと面の修繕ということをお答えいただいたのですが、道路反射鏡については要望についても修繕することになるのだと思うのですけれども、来年度、令和5年度は、要望については、このうち何件なのでしょう。

（都市建設部参事兼道路課長）予算上は反射鏡の修繕を約60基見込んでおりますので、ずれとか、職員でできない修繕についてはその中で対応していきたいというふうに考えています。

（永沼）通学路安全対策工事というのがあるのですが、第5期通学路整備計画に基づく路面標示の更新とか説明されているのですけれども、それは何か所で、あと防護柵とか舗装整備というのもやりますよというような説明になっていたのですけれども、これそれぞれ何か所、防護柵の新設場所というのはどこなのか、あと舗装整備も何か所なのか、ちょっと教えてください。

（都市建設部参事兼道路課長）第5期通学路整備計画に基づくものとしましては、路面標示の更新が9か所、また防護柵につきましては大芦幼稚園のお散歩コースとして1か所と、小谷小の通学路で2か所、合計3か所を計画しております。舗装のほう、カラー舗装の整備は4か所計画



しております。

(永沼) 次に、286、287になりますか、真ん中辺に道路境界査定事業というのがありまして、この測量委託、境界査定は何か所についてやるのか伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) 測量委託につきましては、市発注の改良工事などで道路境界杭がなくなっている場合とかの境界復元測量や、道路境界が未確定の路線の境界測量を行うもので、これは1メートル当たりが2,500円と計算して、80メートルの9件を見込んで計上しております。

それから、境界のほうの地図物につきましては、公図の位置の不整合がある場合など、地図訂正を行うための資料作成ということで、すみません、それが80メートルで9件ということ……失礼いたしました。先ほどのはよくて、地図訂正を行うものが敷地単位で境界査定を行うのが……境界査定……敷地確定の単位で境界査定を行っておるということです、業務内容としましては。それが境界査定業務委託として、1メートル当たり2,500円で、80メートルの9件を見込んでおります。

それから、測量については、先ほど申し上げておりませんでした。100平方メートルを見込んでおります。これについては、先ほど言った境界杭のなくなっているところを行うものです。

以上です。

(永沼) では、先に進みます。

292、293になりますか。ちょっと同じような質問なので、3点まとめてお聞きしたいのですけれども、293にある道路改修事業、それとその下ではなく295ページにある、上のほうにある道路改良事業、それと……ごめんなさい。道路改修事業と、同じページで幹線道路等整備事業、それと今言った道路改良事業、これの本当に基本的なことをお聞きするのですけれども、事業の流れというか、例えば改修事業であれば、要望があつて、それから審査が上がってとか、そして工事がいつと、そんなようなちょっと流れみたいのをご説明していただきたいのですけれども。

(都市建設部参事兼道路課長) 道路改良事業と道路改修事業につきますし

ては、まず要望路線等が今まで上がっております。その中で鴻巣市の道路等整備箇所評価検討委員会のほうを毎年開いております。その中で必要性とか効率性、効果、その点を検討して、要望路線として順位づけをつけて毎年整備していくような流れになります。

それと、幹線道路も含めて。

(はいの声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) 幹線道路につきましては、個別の舗装の施設計画、これを策定したものに沿って、それが約56キロ、今回の計画の中でやらなければいけないという路線があります。それを今、令和8年度の完成に向けて毎年、初年度は多かったのですが、均等に終わるような、令和8年度に終わるような計画で今予算を計上しているところで

(永沼) 道路改修と道路改良は、要望者の方の代表の方が名前を書いて、それに関わる、直したい道路の沿線に関わる住宅の人たちの了解を得て、名前と印鑑を押しながら、それをもって要望書として出すのですけれども、幹線道路等整備事業というのは市が独自でやっていると思うのですけれども、それというのは住民の人たちにはどのような感じで、了解とか何か取っているのですか。

(都市建設部参事兼道路課長) 幹線道路につきましては、独自に路面の状態調査を計画策定前に行いまして、その数値の悪い場所についてやっていくという流れで、住民の方、工事のときにはお知らせはしますが、事前にお知らせをしているということではございません。

(永沼) 道路改修にしても、道路改良にしても、そんな要望があって、ここを直してもらいたいという要望だけで、その沿線の方たちの了解、何か必要ないのではないかなとちょっと思うのですけれども、その辺はどんなふうにお考えなのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 要望道路につきましては、地域の生活道路ということで、皆さんが合意した上で要望していただく流れということで、ホームページのほうにも要望道路の申請の流れ等も公開しているところです。個人で例えば要望をどんどんいただくということになります

すと、多分今の状態でも相当な数がまだこなせていない状況もありますので、どちらかという住民の方が皆さん望んでいるという状態を、一つの評価の項目にもありますので、全然全員が同意していなくても出せないわけではないので、全員が同意していることによって評価としては上のほうに来るという状況でございます。

（永沼） それでは、293ページの道路改修事業の関係なのですが、要望箇所を受け、26路線改修工事を行うということでご説明あったのですが、今回工事をするところの、その改修する工事の要望年度というのはいつになっているのか教えてください。

（都市建設部参事兼道路課長） 今回の改修で、要望に基づくものについて一番古いものとしては平成30年のもの。新しいものとしては令和4年のものがあるのですが、これは小谷小近くの吹884号線で、通学路ということと、側溝脇の舗装が沈んで水たまりがあるということで、児童の通行にも支障があるということで、これは令和4年度のものですが、今回やる予定でございます。

（永沼） その道路改修事業で要望としてまだ残っている件数というのはどのくらいあるのですか。

（都市建設部参事兼道路課長） 今回の令和5年度の計画をやるという仮定で申しますと、残り47件となっております。

（永沼） その47件の中で要望年度というのはどんなものが残っているのですか。

（都市建設部参事兼道路課長） 古いものでは平成30年のものがまだ残っておりますが、改修事業についてはそれが一番古いものだというふうになっております。

（永沼） 一番古いものは、47件のうち平成30年ということなのですが、そのほかに何年とかというのをあつたら教えてください。

（都市建設部参事兼道路課長） 改修ではないのですが、道路改良事業の中で一番古いもので、今要望書の上がる前の評価検討委員会に上がるものが大体年に50件程度なのですが、その一番古いもので平成8年のものが残っております。

(永沼) 平成8年。なぜ今までできていないのですか。

(都市建設部参事兼道路課長) やはり必要性という面でどうしても評価が低くなってしまおうというところが一番の理由と、あと毎年の限られた予算の中で行うということから、毎年評価検討委員会には上がるのですが、先送りになっているという状況です。

(永沼) 評価委員会の中で認められていないという意味なのですね、それは。それを言ってもらわないと分からないのですけれども。

(都市建設部参事兼道路課長) 評価検討委員会は、あくまでも優先順位をつけているものであって、その優先順位に基づいて予算の金額がございまして、その予算の金額の上位のほうから、できるほうからやっていくと、そのものが残ってしまったという状況です。

(永沼) 平成8年というと、結構もう大昔みたいになってしまうので、評価委員会の中でもやっぱり、そんな前に要望を出しているのだったら、評価委員会で順番というよりも、早めにやってあげたほうが市としてのサービス向上につながってくるのではないかなと僕は思うのですけれども、その点はいかがですか。

(都市建設部参事兼道路課長) 評価の項目の中に年数の加算という部門が今のところございません。なので順位が上がってこないのかなということで、同じ……大きく分けて3つに分けられるのですけれども、優先度A、中程度と高いと低いなのですけれども、低い部類の中でも年数がたったものについては優先するような考え方は今後取り入れていきたいかなと思っています。

以上です。

(永沼) では、次に行きます。時間がなくなってきましたので。すみません。

同じ294ページのほう、295、下のほうにある橋梁維持事業なのですけれども、493橋のうち78橋点検というふうなご説明だったと思うのですけれども、今後点検しなければならない橋梁数というのはどのくらい残っているのか。

(都市建設部参事兼道路課長) 493橋が5年に1度点検するようになりま

すので、毎年約100橋ずつ行っております。今回の点検は2巡目でございます。2巡目の最後で78橋を行う予定です。

(永沼)今後の点検計画というのはどのようになっているのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 令和6年になりますと、令和元年にやったものをまた点検する予定でございます。

(永沼)次に、299ページになりますか、昨日の補正予算でもご質問あったと思うのですが、真ん中にある都市計画決定変更事業についてなのですか、予算の説明会にも資料としても提出されているのですけれども、この中でアンケート調査をされているということで、そのアンケート調査の結果内容というのはどのようになっているのか教えてくださいませんか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 立地適正化計画のアンケートにつきましては、令和5年1月に、18歳以上の市民を対象に、無作為で2,000人の方に協力をお願いしております。それから、都市機能誘導施設に該当する業種で市内に立地する事業者、こちらにつきましては無作為で約250社を対象に、同じく調査を実施しています。1月末でアンケートを締め切っているのですけれども、市民アンケートにつきましては、回収率が約37%、事業者アンケートにつきましては回収率が約50%となっております。今現在このアンケートの結果を整理しているところですので、整理ができ次第また市民の皆様へ周知するなど、立地適正化計画について周知していきたいと考えております。

(永沼)続きまして、303ページになりますか、上のほうにある三谷橋大間線なのですか、これについても説明の中で物件調査委託というのがあるわけなのですが、これはその土地及び物件は何件あるのか教えてくださいませんか。

(都市建設部参事兼道路課長) 物件調査なのですか、まず土地のほうで38筆、物件、建物工作物が約40件というふうに考えております。

(永沼) 令和4年、土地開発公社で先行買収した土地の面積というのはどのくらいでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 2件ほどございます。1つ目が251.08平

方メートル、それからもう1件が205.83平方メートルです。

（永沼）その下の駅南通線整備事業なのですけれども、これについても説明書の中に路床土の強さによる舗装について記載されているのですけれども、この詳細説明をお願いいたします。

（都市建設部参事兼道路課長）路床は、舗装と一体となって交通荷重を支持して、その路体に対して交通荷重がほぼ一定に分散する役割を果たしている部分ということで路床があります。その暑さの決定となる基盤の調査を行います。軟弱な場合は、路床安定処理工法や置き換えとか、現場状況に応じた改良方法を選定していく、それで路盤舗装の築造を行うために必要な試験です。

（永沼）次に、309ページになります。309ページの上ですね。既設公園施設遊具改修事業なのですけれども、これの説明の中にも市民の声を踏まえながら老朽化施設のリニューアルとありましたが、市民の具体的な声というのはどんな内容だったのか伺います。

（都市計画課副参事）お答えいたします。

主に公園内の園路のゴムチップの舗装が傷んでいるとか、園路が傷んでいる等、現在利用している施設の補修についての依頼が多く上げられております。そのほか、地域に密着した街区公園、こういうものに関しましては遊具の設置などの要望がございます。そういった際には地元の自治会等に相談いたしまして、現在の状況を確認しながら、どのような遊具がよいのか、それは撤去したままでいいのか、そういったことを確認しながら設置のほうを行っています。

以上です。

（永沼）その2段先の（仮称）北新宿近隣公園整備事業についてなのですが、これも住民要望を反映した公園計画修正というふうに説明がありました。具体的な住民要望と修正計画についてお聞きします。

（都市計画課副参事）お答えいたします。

平成25年の3月に、この基本設計（P12.「基本計画」に発言訂正）のほうを実施しております。その中でワークショップを実施しております。具体的なというか、今現在の案としてできているものがございます。そ

れを生かしながら、現在お住まいになっている方々からアンケート等、どのような形でやっていくのか、どういうものが要望があるのかというのを聞きながら対応していきたいなというふうに考えております。また、修正設計の中では、現在の公園整備のガイドラインに沿ったバリアフリー化、防災指針の検討、そういった住民のニーズに合った施設の選定をしていきたいというふうに考えております。

それと、先ほど私のほう、基本設計ということでお伝えさせていただきましたが、基本計画の誤りですので、訂正させていただきます。

以上です。

（永沼）次、（仮称）北新宿近隣公園なのですけれども、昨日大間近隣公園を視察したのですが、インクルーシブ遊具、これについてはどのようなお考えなのかお聞きします。

（都市計画課副参事）今そのようなインクルーシブの理念を生かした公園整備というのが主流となっておりますので、その辺も取り入れながら計画のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

（永沼）次に、314、315になります。下のほうにあります市営住宅施設維持管理事業なのですけれども、市の公営住宅長寿命化計画ということで、その改定は、予防保全的な視点から修繕や改善等の計画を定めるとありましたが、予算も計画もそのとおりに計上されているという考えでよろしいのかお聞きします。

（建築住宅課長）現在の長寿命化計画につきましては、平成24年度に作成したものです。この長寿命化計画の中では、現地調査、今後の課題、改善計画、それとライフサイクルコストの算定を行いまして、計画に基づいて進めていく予定だったのですけれども、アスベストが外壁に含まれているということがその後判明いたしまして、計画どおりには進んでいませんでした。今後、来年度の計画策定の中でこの現地調査等を改めて行って、アスベストの除去についても、最近技術も進化して、いながらも除去ができるような工法もできてきましたので、こういった工法を活用しながら長寿命化計画をつくって、来年度以降、財政課との相談

等を踏まえて予算に今後反映していきたいというふうに考えています。

以上です。

（永沼）もしお分かりでしたら、アスベストの除去について、いながらにして除去できるというその方法、手法というのをちょっと詳しく、分かったら教えてもらえますか。

（建築住宅課長）今我々のほうでも知っている範囲ですと、剥離剤という薬剤を塗ってそれを剥がすというような工法が1つ。ただ、それもやはり下地の部分に残ってしまっている部分もあるので、その部分については削るような形の工事になるのですけれども、それが一つの工法があります。それと、もう一つが、高圧の水圧で削り取ってしまうのですけれども、その高圧をかけるところ全体をもう工具で完全に覆ってしまって、周りに飛散しないような形になると。削り取ったものは掃除機のようなもので吸い取ってしまうので、一切周りには削ったものは散らないといった工法の2通りがあります。一応そのどちらかでするのではないのかなというところも考えていますし、あとは県だと、住宅供給公社が管理しているのですけれども、住宅供給公社ではもう既に何件もその工法でやっている。いながら工事をやっているということも聞いていますし、実績もありますので、そういった方向で考えています。

（永沼）最後に、317ページですか、住宅リフォーム支援事業なのですかけれども、これについて過去5年間の支援件数というのを教えていただきたいというふうに思います。そして、令和5年度は何件の見通しなのか教えてください。

（建築住宅課長）今年度につきましては、123件の交付決定を出しております。令和3年度は92件、令和2年度は74件、令和元年度で75件、平成30年度で80件となっています。

令和5年度の見通しなのですかけれども、今年度と同等ぐらいの120件を見込んで算定しております。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。



(休憩 午前 9 時 4 5 分)



(開議 午前 9 時 5 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) それでは、まず121ページになります。交通安全施設整備事業のうち通学路安全対策工事について伺います。予算額2,270万円。こちらは、令和3年6月発生 of 八街市の事故を受け、第5期通学路整備計画に基づき、令和5年度は22か所で安全対策を行うということではありますが、先ほど永沼委員のほうからも質問がありましたので、ちょっとそこかぶらないように伺いたします。

先ほどの説明では予定として伺ったのですけれども、路面標示の塗り直しが9か所、あとガードパイプ等が3か所、カラー舗装が4か所と伺ったのですけれども、そうしますとこれ全部で12か所となりますが、残り6か所についてはどのような安全対策を行う予定なのか伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) そのほか、グリーンベルトの引き直しとか、見通しの悪い樹木剪定、ボラードの設置と、歩行者が通るところということで、側溝の蓋がないところの蓋を設置する、そういったような中身になっております。

(川崎) それでは、第5期通学路計画に基づきということなのですが、おおよその整備計画というのは大体5年に1度策定しているというふうに伺っております。前回も伺っているところなのですが、5年度は22か所ということなのですが、これまでの実績について、この第5期通学路整備計画に基づいた実績について伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) これまでに、令和3年には12月の補正予算でも12か所を追加したりして、令和3年度は55か所の路面標示を行いました。それから、令和4年度は車止め等や、やっぱり路面標示を追加するなど33か所、合計88か所行っております。

(川崎) それでは、令和6年度以降についてなのなのですが、これだけのぐらいを予定しているのかを伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) 令和6年度以降なのなのですが、今88か

所行って、プラス22か所を行いますので、110か所になります。対策が必要とされているものが130か所ございますので、残りについては令和6年度以降に行う予定のものと、あとすぐに対策できないものも若干残りますので、令和6年度以降で申しますと、10件程度がこの対策工事に上げられたものをやる予定で、ほかについては方法とか、あと違う方法があるかどうか、その辺も要望者に対してもう一度ヒアリングするなりして、対策の効果が出るような違う方法も検討しなければならないかなというふうに考えています。

（川崎）では、第5期が終わりますと当然第6期の通学路整備計画ということになるわけなのですが、こちらのほうについてはどのような予定でいらっしゃるのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）第5期のほうが令和4年から8年にかけて行う予定ですので、8年ですから、8年度にはまた要望をもちろん、小学校等の要望を聞きながら次の計画を立てていくようにはなるかなと思います。

以上です。

（川崎）これセットだっているのですけれども、以前私質問しましたときに、通学路の安全点検を5年ごとに行っていて、そしてそのときには5回目の安全総点検を実施したということなのです。となりますと、今度6回目の安全総点検を実施するということになるのかなと思っておりますが、安全総点検ですので、保育園から幼稚園、小学校、中学校、高等学校、これらの教職員も保護者も連携をして、当時、令和3年の4月から7月にかけて、学校の通学路の危険箇所について総点検を行っております。総点検の結果、180件の危険箇所という報告がありまして、それをいろいろ精査する中で113件についての第5期通学路整備計画を作成しているわけなのです。この流れからしますと当然、今課長おっしゃったように、次は6回目の安全総点検を実施する予定になっているのかどうかについて伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）現在、いつ行うというお話はまだ県のほうからも来ておりませんが、これがなくなることはないというふうに道

路課としても考えておりますので、5年に1回、これが1回から5回まで続いていることを考えると、また第6回についても総点検を行うというふうに考えております。

(川崎) それでは、次になります。

続いて、ページ飛びまして301ページになります。駅施設等維持管理事業についてお伺いをいたします。予算説明書も出ておりまして、こちらのほうでは13ページになるわけなのですけれども、この予算説明のほうからいきますと、要するに鴻巣駅東口のエレベーターの設置の可能性について、多角的な観点から検証した結果、設置が可能であると判断できたことから、令和5年度に予備設計を行うということでございます。多角的な観点からということでありましたけれども、どのような観点から検証をして、これは設置が可能だという結論に至ったのか伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 鴻巣駅東口のエレベーター設置検討業務委託の中では、法令上の諸条件、それからインフラの状況等、調査を基に詳細な設置位置と構造、施工方法などを検討した中で、設置が可能というふうに判断しております。ですので、令和5年度の鴻巣駅東口エレベーターの予備設計業務を予算計上させていただいているところです。

以上です。

(川崎) それでは、303ページの三谷橋大間線(3期工事)について伺います。こちらについては前任者のほうも先ほど聞いておりましたけれども、土地及び物件の、その物件の対象、それが38筆で、物件は40件という答弁でございました。そのうち先行買収については、1件目と2件目という答弁で、1件目が251.08平方メートル、2件目が255.83平方メートルという答弁でございましたけれども、これは物件数でいうところの2件という考え方でいいのか、まず伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) 申し訳ございません。今回の買収については当然終わっていますので、今回用地測量やっているのですけれども、その中で行っておりますので、今後行うものには含まれてはいないということ考えています。ただ、今のところ、約40件については、そこが

増減についてちょっと入っては今のところないというふうに考えています。

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) すみません。今回先行買収のところですがけれども、工作物がないので、物件の対象にはなっていないということです。

(川崎) 物件ではないということですね。土地のみであるということの答弁ですか。

(都市建設部参事兼道路課長) そのとおりでございます。

(川崎) それでは…

(都市建設部参事兼道路課長) すみません、失礼いたしました。物件、今先ほどないということでしたのですけれども、ブロック塀も含めて今買収したということになります。

以上です。

(川崎) 用地を購入ということですね。

(都市建設部参事兼道路課長) 用地の境界にブロック塀があったということで、それも含めて補償、そっちのほうは補償して、この面積を購入したということになります。

(川崎) それでは、その後のスケジュールについてはどのように考えていらっしゃるのか伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) 今後につきましては、この物件積算を行った後、用地買収をしていくことになります。こちらにつきましては、社会資本の交付金を活用していきたいと思っておりますので、国に交付金の要望をした後、買収していきたいと。方向性としては、上尾道路側からを考えております。

(川崎) それでは、309ページです。既設公園遊具改修事業で5,919万円が計上されておりますけれども、こちらにつきましては点検結果に基づき改修を実施しているということでもございましたけれども、予算額からしますと、その推移というのはどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

(都市計画課副参事) お答えいたします。

ちなみに、こちらの予算の額というのは遊具の改修額ということでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(都市計画課副参事) 遊具の改修額といたしましては、細かな直営でできるような改修とかを除きまして、こちらの予算を使って改修した工事、こちらのほうが令和4年度、今年度になります。1,155万円、そのうち設置が15件、撤去が10件ございました。そして、令和3年には1,338万7,000円、このときには設置は15件、撤去が17件ございました。そして、令和2年、こちらでは1,750万1,000円、そして設置が24件、撤去22件実施しております。

以上です。

(川崎) そうしますと、大体1,100万、1,300万、あるいは多いときで1,700万という推移というふうに捉えましたけれども、そうしますと改修事業という全体から見ますと、5,919万、今回設置しているわけなのですが、この全体のところから見ますと、今回も、令和5年度については、これは遊具の改修ということは、この5,919万の中には入っていないということですか。

(都市計画課副参事) こちらの資料では、既設公園の施設、あと遊具ということで、改修のほうの事業は工事を行っております。そういったことから、遊具のほかにも公園のフェンス、それからそのほか園路の改修、それから水飲みの改修、そういったものを実施しているところです。

以上です。

(川崎) すみません、せっかくお答えいただいたのですけれども、そうしますとこれまでの実績ということでは遊具の改修ということで数字をお示しいただきました。これまでも大幅なこのような、例えばゴムチップの舗装の補修ですとか、いろんな工事も行ってきたかと思うのですけれども、全体の改修事業という予算的にはどうなのでしょう。その推移がもし分かれば教えていただきたいと思っております。

(都市計画課副参事) お答えいたします。

今年度につきましては、まだ年度途中ということなのですが、現在3,650万円ほど支出しております。令和3年度につきましては2,595万650円、令和2年度につきましては2,295万7,085円の支出がございました。

以上です。

（川崎）分かりました。

それでは、315ページになります。市営住宅施設維持管理事業について伺いをいたします。こちらの、先ほど長寿命化計画のことについては前任者からいろいろ質問がありましたので、こちらはいいのですけれども、現在の空き室状況というのがどうなのか伺います。

（建築住宅課長）現在の空き室状況なのですけれども、今日の時点で登戸が1戸、宮前が2戸、松原が16戸、小松が11戸、人形町が3戸、新宿が3戸、合計36戸となっています。登戸の1戸につきましては、今空いてはいるのですけれども、これから入居する予定となっております。それと、入居停止になってはいますが、原馬室第2が4戸、下谷が47戸となっています。

以上です。

（川崎）入居停止になっているところは別といたしまして、今空き状況を伺いました。そうしますと、松原団地については16戸ということで、結構空いているというふうに思ったわけなのですけれども、こちらのほうについては申込みが少ないとかそういう、理由としたらどのような理由なのでしょう。空いている理由について、もし分かればお示しいただきたいと思います。

（建築住宅課長）今現在の待ちの状況になるのですけれども、松原団地につきましては、現在、待ちの方が1世帯の方がいらっしゃるのですけれども、4号棟に希望したいのだという要望が出ています。なので、今空いているのが、合計が1号棟から3号棟の建物ですので、4号棟が空いたら入りたいという希望がある方なので、待っていただいているという状況です。

以上です。

(川崎) これ予算説明資料のほうに市営住宅の管理戸数ということで表が載っております。長寿命化計画、改善計画の対象になっているものには丸、そうでないものには空欄となっております。この空欄になっているところにつきましてはどのような状況なのか、今後どういうふうにする考えなのかを伺います。

(建築住宅課長) 今説明の中で丸をつけた松原、人形、登戸、こちらに関しては、今ある計画の中で長寿命化を図っていく改善計画が策定されているものに丸をつけています。つけていないものとかは新耐震以前の建物が多いと思いますけれども、こちらについては耐震診断を行っていくというような計画が平成24年度の計画ではなっていました。なので、来年度、もし予算化されて計画策定ができるのであれば、そういった建物も全て含めて検討していくということになると思います。別に丸がついていないから差をつけているとか、今のところそういうつもりではありません。

以上です。

(川崎) 今、耐震診断というお話がございましたけれども、耐震診断というのは昭和56年以前の建物という記憶しております。ちょっとぎりぎりになってしまうかもしれないのですが、小松団地は昭和56年、58年建設、新宿団地についても昭和56年度建設ということになっておりまして、通常で考えれば耐震は満たしているのではないかと思いますけれども、その辺はどうなのか。

(建築住宅課長) 今ある計画書の中ですと、その辺についてはちょっと詳しくは書いていないところであるのですが、恐らく、ライフサイクルコストの検討をしていますので、そういった中で費用効果がちょっと得られなかったのかなというような算定がされたのかなというふうに考えています。

以上です。

(川崎) すみません、ライフサイクルコストという、ちょっとご説明いただけますか。

(建築住宅課長) ライフサイクルコストというのは、建物を建設する費

用、それと維持管理していく上での修繕とか改善とか、そういったものの費用、それと最後、取り壊したときの除却費、この辺の合計した数値をライフサイクルコストということです。

（川崎）分かりました。

それでは、同じページになりますけれども、空家等適正管理事業についてお伺いをいたします。つい先日、新聞にも載っておりましたけれども、埼玉県内の空き家が1998年から2018年までの間にほぼ2倍に増えたということですので。そのことから県では様々な対策を強化しているようではありますが、その県との連携というのは今現在どのようになっているのでしょうか。

（建築住宅課長）以前から埼玉県空き家対策連絡会議というのを設けていまして、埼玉県をはじめ、県内各市町村との連絡、情報交換等を行っておりました。今年度、埼玉県では空き家の所有者の活用希望者からの相談に対応するために、専門的な知識や経験を持っている方のNPO法人空家・空地管理センター、空き家コーディネーターによる無料相談窓口を7月25日に開設しています。来年度も空き家コーディネーター業務委託を予定しているというようなことを聞いています。鴻巣市でも、この空き家コーディネーターを活用して、この間の2月28日に201会議室で、この空き家コーディネーターによる無料個別相談会を開催しました。そのところ、5組の方々が事前申込みされて、相談に来られました。うちのほうも頭を抱えているような物件の方も来られたので、よかったなと思っています。また、この日まで待てないという方が2組、別におりまして、こういった方々も既にもう相談されておりました。コーディネーターのこちらに2月28日に来られた方が現地まで行って、現地確認して、今後の活用についても相談を窓口でして、乗ってもらったというような次第です。それと、今後こういった相談会があればまた活用していきたいなというふうに考えています。

それと、来年度から埼玉県のほうで電力データを活用した空き家対策を予定しているということで、これはちょっとまだ来年度、試験的に3つの自治体ぐらいを選んで、まだ決まっていないということなのですけれど



ども、試験的にちょっとやってみようかというような話もありますので、こういった活用が県のほうもできれば、情報提供を受けるとか、そういった形で連携を取りながら空き家を発見していくことも可能かなというふうに考えています。

以上です。

（川崎）今課長からお話ありましたけれども、まずは県のほうでモデル的に3自治体を選んで始めるということなのですかけれども、これは手挙げ方式とかになっているのですか。

（建築住宅課長）ちょっとそのところはまだ詳しくは、話は聞いていません。

以上です。

（川崎）できれば聞いていただくとは思うのですが、非常に私も感心しておりますのが、空き家を何とか抑制しようということで、職員の皆様が現地をパトロールをしていただいたり、本当にご自分の目で判断して、非常に危ないというところにはお手紙を出していただいたりという、積極的に出向いて把握をしていらっしゃるという姿勢には、私も本当に評価しております。ただ、職員の人数にも限りがありますし、皆さんもほかの業務もありますので、もしできればこのような新しい取組に、課長なのか部長なのかあれですけれども、手挙げしていただいて、県となるべく連携を取りながら効果的に空き家の実態把握に努めていただければいいかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

（建築住宅課長）こういった活用ができるものがあれば、どんどん吸収していきたいというふうに思います。

以上です。

（川崎）それでは、すみません、もう少し聞きたいのですが、2月の28日に実施されました空き家コーディネーターの空き家と相続の無料個別相談会なのですが、個別の相談になりますので、言える範囲で構わないのですが、どのような方向性が見いだせたとか、どのような感想を抱かれたとかというのが、もし把握していて、言える範囲のところでは構いませんけれども、どうでしょうか。

(建築住宅課長) すみません、その席の中には、出だし、担当職員もいたのですけれども、やはりちょっと込み入った話になってきてしまって、担当職員もいにくくなってしまったというところがありまして、部屋から出てきてしまったというところもあって、どういった内容になっているかまではちょっと把握はできていません。

以上です。

(川崎) それでは結構です。新聞のほうにはそのように、参加された方のお話なども載っておりましたので、ちょっとお聞きしたまでですけれども、それはそれで結構でございます。

(竹田) まず、32ページの道路課で、私道及び水路敷占用料で、ここにあるのかどうかというのがちょっと分からないのですけれども、道路の上にあるので、あえてちょっと聞かせていただきますが、本会議場でもやったのですけれども、いわゆる街路灯、市の防犯灯ではなくて商店のやっている街路灯、免許センターにつながるところにも何本かあるのですけれども、街路灯の占用料というのは払われているのかどうか、まずお聞きします。

(都市建設部参事兼道路課長) 街路灯の占用料ということでご質問なのですが、街路灯は交通の安全を図るものという解釈の中で、道路占用徴収条例では占用料が免除になっております。

(竹田) 免除になっているのですね。だから、申請はあったけれども、払わなくてもいいということの解釈でいいですか。

(都市建設部参事兼道路課長) そのとおりでございますが、ただし街路灯に広告物がついているものは、広告物の占用料としていただくことになっております。

(竹田) そうすると、例えばお店の名前が入ったりしているところがありますよね。それがお店がなくなってしまって、それでそのまんま立っていると。そういうものについては、景観上もありますし、支柱になっている部分が劣化したりすると危険かなというふうにはちょっと考えているのです。なので、そこの今後どのようにしようとしているのか、ちょっと対策についてお伺いしたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) 看板が取り外されたケヤキ、免許センター通りのお話でいいかと思うのですが、こちらの柱につきましては、今統一された柱が立っております。それに街路灯がついているものもあれば、支柱だけのものもあつたりします。こちらも立てた経緯というのがどうしてもちょっと追いつけないところもありまして、占用者が立てる場合は、撤去も含めて廃止というふうに廃止届が出てくるのですが、この柱についてはそういった状況にはなく、柱だけ残っているような状態です。今後、そういう占用が出ているものではないので、点検を行った結果、問題があるようであれば、道路管理者のほうで撤去等をしていきたいと思ひます。

(竹田) 分かりました。お仕事がたくさんあつて大変でしょうけれども、ちょっと気になるものですから、頃合いを見計らつて、一番は事故がないようにぜひしていただきたいというふうに思ひます。歳入はこれだけです。

今度歳出のほうに移ります。238ページの緑化推進事業です。今この事業はとても大事だというふうに思ひます。とりわけCO<sub>2</sub>、二酸化炭素を吸つて、きれいな空気を提供してくれるのが木々ですから、この間の緑化推進事業の成果と今後の取組について伺いたいと思ひます。

(都市計画課副参事) お答えいたします。

現在、こちらの緑の推進事業では、保護地域、また保護樹木のほうの補助金ということで業務のほう取り組んでおります。その中で、現在の保護地域の協定面積につきましては2万503平米となつておりまして、市内5か所となつております。今年度、川里地域の北根地区において新たに1か所登録があり、5,250平米増加したところです。また、保護樹木についても、今年度、吹上地域の袋地区で2本追加ということで、現在36本となつております。緑の資源については、長い年月をかけて育てていくものなので、今後も現在ある資源を守つていくことが重要であるというふうに考へております。

以上です。

(竹田) この保護樹木については補助金が出るのですよね。ですので、

そういう点からいうと、今あまり知られていないというふうに思うのです。そういうところでは、ちょっともう少しPRするのと、地球温暖化の問題でもいい効果がありますので、ちょっとPRについてどう考えているか伺います。

（都市計画課副参事）お答えいたします。

今年度も7月の「広報かがやき」のほうに掲載させていただいております。それだけではPR不足という話もあるかと思っておりますので、自治会等の集まりのときとかにも、そういった何かPRする機会があれば対応していきたいなというふうに考えております。

以上です。

（竹田）286ページの道路課の道路台帳整備事業です。2,382万円を活用して道路台帳を整理していくのだと思うのですけれども、まず道路、今このとりっぷですか、あれが非常に役に立っていて、私どもも何号線かというのを調べるのが楽になってよかったと思うのですけれども、全体の道路路線数と延長がどのくらいなのかということと、あとその中には農道も市道として認定されている部分もあるのかと思うのですけれども、それから位置指定道路、行き止まり道路なんかは位置指定道路として家も建築されるようになっているのですが、位置指定道路の件数なんかと、あと管理をどうしているのか。ほとんど、特に松原のほうは位置指定道路が多くて、そこには砂利道だらけと、砂利のまんまということがちょっとあるものですから、そのことについてお尋ねします。

（都市建設部参事兼道路課長）道路の全体の路線数としましては、令和3年度の統計このすに載っておりますして、路線数としては7,063路線、延長としては1,144.9キロとなります。その内訳の、先ほど言われていました位置指定道路は含まれておりません。位置指定道路の件数については、道路課のほうでは管理はしていないのですが、まず市が受け取る要件としましては、やはりある程度の道路の整備をされた状態で市が受け取るような私道等寄附受入要綱というのがありますので、そちらに沿ったものであれば市が受け入れることとなります。位置指定道路の状態ですと、本来所有者の管理ということとなります。それと、農道に関して

は、農道というのが先ほど言った総路線の中に含まれておりまして、農道だからという管理はしておりません。

以上です。

（竹田）実は位置指定道路については管理していないと。受入れ要綱に基づいてきちっと管理される、だから舗装したりした場合は受け入れて市の管理になるよというご説明だったのですが、実は4年前、松原3丁目の方から、ここは全然舗装もしてもらっていないと。みんなで何とかしたいという要望が出されて、市役所の職員も現地を見ていただいたら、職員の方が全員の合意の下で陳情していただければ市のほうで何とかしますというふうにおっしゃっていただいたのです。だけれども、道路がたくさんあるので、すぐさまできるかどうか分かりませんが、全員の合意の下で陳情すれば市で舗装しますっておっしゃった。だから、今の管理しているところの皆さんでちゃんと道路の形状にさせていただいた、受入れ要綱に基づいてやっていただければ市のものにしますということとはちょっと違うのかなというふうに思ったのです。そこら辺の差異というのはなぜでしょうか。どちらかの職員が。それで、そのときに竹田も加わりましょうかと言ったら、いいですと、市役所が責任を持ってやりますからというふうにおっしゃった経緯があるのですけれども、報告聞いていませんか。矢部課長の頃ではない頃の話です。

（都市建設部参事兼道路課長）そういったお話は聞いていないので、ちょっとそれについてコメントしようがありません。

以上です。

（竹田）引き継いでもいないということは分かりました。では、本格的な対策をまた取りたいと思います。

続いて、288ページの後退用地測量等補償事業です。基本的には、市の都合で後退していただいたところは、4メートルを確保するために、その建設を機に、おうちを建て直すのを機に後退していただくということはあると思うのですが、後退した場合の、家の前が砂利になりますよね。そうした場合はすぐさま舗装の対応というのはしてくださっているのかどうか確認したいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) 建築による後退部分の砂利部分の舗装ということで、ご質問でいいかなと思いますが、まず受け入れられる条件がありまして、現地を確認して、まず道路用地寄附申込書を出していただきます。その時点で砂利の部分の舗装の希望があるかどうかを確認しております。それで、希望する場合は、道路用地の寄附に係る間詰め舗装施工マニュアルというのを令和2年につくっておりますので、それに沿って施工しております。ちなみに、令和4年度は20平方メートル未満のものが申請で11件、施工済みで10件、1件は令和5年度に行う予定です。20平方メートル以上となりますと、ちょっと金額もかかりますので、その申請が2件。これも一応令和4年度には完了しております。

(竹田) 分かりました。ということは、後退したけれども、そのままということは、その後の手続が取られていない可能性があるという受け止めをしますが、それでいいのかどうか、ちょっと最後確認します。

(都市建設部参事兼道路課長) やはり申込みがないとこちらのほうも把握し切れない、どんな建築がされているかというところまでは把握しておりませんので、申込みをもってというふうに捉えております。

(竹田) 続いて、290ページの街路樹の維持管理事業です。今、免許センター通りのところ、東3丁目と4丁目のところを樹木の剪定しますよという看板が出ていますよね。引き続き免許センターまではやっていただけるというふうにちょっと確認しているのです。それと併せて中央の保健センター側はきれいに樹木が剪定されているのです。反対側は、電線というか、N T Tのあれがあつたりして剪定されていないのですけれども、その街路樹の剪定に対する基本的な考え方からまずお聞きしたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) 剪定の基準というのは、市の独自のものはございません。埼玉県の街路樹剪定マニュアルを参考として、予算に応じて行っている状況です。ケヤキについては、ちょっと成長が早いということで、大体2年に1回程度行っている状況ですが、実際N T Tの電線があるところについては、電線占有者のほうでも切っていただいているので、それをもってうちのほうがやらないこともあるので、ちょっ

と樹形的には変な形なのですが、それをもって今回見送るとか、そういうことをやっておる関係だと思われまます。

以上です。

（竹田）というのは、ケヤキというのは落葉樹ですから、季節になると毎日のように清掃しなければならない。中央の方は一生懸命、自分ちの前の道路なのだけれども、きれいしてくださっている方が多いのです。先ほどN T Tとの関係で、片側はきれいになって、保健センター側はきれいになっているのだけれども、反対側はこんな枝が生い茂ったまま。そのままN T Tとの関係でやるというのは、そこに住んでいる人たちにとれば来年の落葉の頃のことを想像できるわけです。だから、そういう点からいうと、N T Tさんとかの協議の下に何とかできないのかなというのがちょっと私の聞きたいところですが、いかがでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）占有者に樹形を反対側のようによくすることまで求めるのがちょっとできないものですから、今の状態になっているというふうには感じておりますが、当然それだけでは済まないもので、今2年に1回程度のものを3年に1回は当然樹形を整える意味で反対側もやるので、予算の限りに。ほかの街路樹もありますので。どうしてもケヤキについては成長が早いもので後手に回ってしまうところもあるのですが、なるべく皆さんに迷惑かからないような剪定のサイクルとお金のかからないサイクルを見つけていきたいと思えます。

（竹田）気持ちは分かるのですけれども、片や何にもない、もうほとんど枝もないような切り方をしている部分と、こんなに枝が張ってある部分を見たときに、市民感情として納得いくのかというところを私は一番ぜひ酌んでほしいと思っていますのです。なぜ向こうはきれいで、秋には落葉がないような環境にしてくれたのに、こっちのほうはあのまんま小さな枝がいっぱいある。かつ風が吹くと電線が揺れてというふうになって、しかもあの樹木は鴻巣市のものですよね。鴻巣市のものなのです。だから、そういう点からいうと、個人の家の問題ではなくて鴻巣市のものなので、やはり市民には平等に対応していただきたいということをまたそのときになったら言いますが、今剪定しないといけないので、願

いをしておきたいと思います。ぜひ前向きに受け止めていただきたいということで確認しますが、いかがでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）強剪定を行うこととこのを今後もサイクルを十分検討して行っていきたいと思います。

（竹田）294ページは路線名みんな出していただいて、改良するところとか補修するところということで、毎年ありがとうございます。それはお礼を申し上げておますが、302ページの三谷橋大間線の3期工事なのです。3期を進めるに当たっては、先ほど上尾道路のほうから進めていくというご説明だったのですけれども、今残っているところ、鴻神社までのところなのですけれども、あれはなかなか、繰越明許したりとかしているのですけれども、いつ頃完成予定なのか。業者との打合せではどうなのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）今の2期工事につきましては、補正予算のほうで繰越明許ということで、令和5年9月の完成を目指しております。今の遅れている理由としましては、N T T柱の移設の関係で遅れておまして、工事のほう今も入っていないのですが、そのN T T柱の抜けるのが4月前後というふうに聞いておりますので、その逆算した形で業者のほうは工事に入るというふうに伺っております。

（竹田）分かりました。今2期工事の繰越明許、それで三谷橋大間線の3期工事、そのほかに道路改良したり、道路舗装したりとか、幹線道路をやったりするということで路線名出したのですけれども、一番懸念をしているのは、これを請け負える業者。施工管理技士を置かなければいけないわけでしょう、道路の工事するときには。現場監督さんみたいな。そういう点での、工事はやろうとするけれども、請け負える業者というところでのちょっと懸念があるのですが、そこら辺は契約、どのくらいか分からないのですけれども、いるのだけ。いないのだよ、ここには。答える人がいなかった。では、いいです。契約検査課がないので。実際に道路の現場に行って、工事の現場を見ている皆さんからとってどうなのかということだけちょっと、どのように受け止めているか、現状についてどう認識しているかだけお答えください。



（都市建設部参事兼道路課長）今回の工事を請け負った業者も鴻巣市内の業者でございます。市内には街路築造工事をできるような業者さんはまだ相当いるのかなというふうに思っておりますので、現状、技術者がいないとかという心配はしておりません。

（竹田）分かりました。では、安心していっぱい工事を進めていただくと、あと年末になると、あちらでも穴を掘っている、こちらでも穴を掘っているとかというので、いっぱい通行止めになるところが多いのですけれども、そういう点からいうと、もっと年間通してコンスタントに工事の発注とかそういうのができないものか。年末に集中するという市民の皆さんのちょっと苦情があったりするものですから、それへの対応はどうかだけお伺いしておきます。

（都市建設部参事兼道路課長）年間通しての発注ということで、今年度もゼロ債務による発注を行っておりますので、ちょうど年度末にかからないよう、年度初めから始められるような工事を用意して、なるべく年度末に集中しないように発注時期を平準化するような方法も取っておりますので、今、年度末に集中するというものについては、どうしても取水期ではできない工事を今やっているというところなので、そういうものについては年度末から繰り越すような、そういうやり方もありますので、そういった工夫をしていきたいかなというふうに思っております。

（竹田）それで、304ページから306ページに公園維持管理事業です。それから、都市公園とか、いろいろ公園に係る予算が計上されていますが、公園って子どもたちが元気に遊ぶ場所ですよ。長野市は青木島の公園を廃止したというので、今いろいろ公園に対する市民の認識が結構高まっているのですけれども、公園に行くと、ここではサッカーボールを使って遊ぶとか、大声を出して遊ぶとか、いろいろ禁止事項が多いのです。公園というのは子どもが遊ぶのだから、楽しく、自分が解放できるのだから、ついつい思わず声が大きくなってしまふとかというのもあると思うのですけれども、そういう点での公園内の注意事項の表現の仕方、禁止をするのではなく、もっと前向きな表現にしてもらいたいかなというふうにちょっと私は思うのですが、そこら辺はどのようにお考

えでしょうか。

（都市計画課副参事）お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、各公園にいろいろな看板や注意喚起の貼り紙等されているのが多く目立つのかなというふうに考えております。こちら市のホームページのほうにも公園の利用のルールやマナーということで掲載等もさせており、禁止ということではなくて、お願いしますというような注意喚起をメインとして掲げているところです。ただ、各公園それぞれ状況が違うということで、やはり地域の皆様からいろいろなご要望、ご意見をいただくことが多いです。その中で、住宅の中にある公園に関しては、ボール遊びとかスケートボードをやめてほしいということで、禁止ということで看板等立てさせていただいているところがあります。そういった部分が本来なく、皆さん迷惑がかからないようルールを守って使っていただけるというのが理想ではあるのですが、現在のところそういったことで注意喚起のほうさせていただいております。また、その注意喚起の内容について、ご指摘があったとおり、また禁止という形ではなくて、ほかの表現で何かうまい方法をまた勉強しながら対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

（竹田）前向きに、そういう点では前向きな表現にさせていただくというので期待したいと思うのですが、以前は学校の校庭も遊べたのですが、今学校の校庭も遊べないのです。夕方もう門が閉まってしまったりして。本当に子どもを真似る環境がすごく厳しくなっているというのがあるというふうに思います。だから、長野市のようなああいう事例にも発展するのかなというふうに思うので、でも子どもは未来の宝だし、少子化という点では深刻に受け止めなければならないと岸田首相も言っていますので、そういう点からは、ぜひ子どもたちに対して寛容な物事になるようにちょっとお願いをしておきたいというふうに思います。

続いて、306ページのふるさと総合緑道維持管理事業です。ふるさと総合緑道は、元荒川もあるのですけれども、元荒川の除草について、市と、あれは元荒川は県なのですけれども、その管理区分と、県も除草って年

に2回くらいしかないから、あまりきれいな緑道にならないのです。まさに緑があふれて歩くほうに垂れ下がっているようなふるさと総合緑道なのですけれども、その管理区分と、それから除草の時期についてはどのように元荒川の管理者と話し合っているかどうかお尋ねをしておきます。

(都市計画課副参事) お答えいたします。

元荒川の管理は、委員おっしゃるとおり、基本的に北本県土事務所のほうが行っております。そして、ふるさと総合緑道として占用している部分、土手の天板を舗装している部分ですね、こちらの部分と吹上地域の川の国埼玉はつらつプロジェクトで整備した桜並木のところにある親水護岸、こちらについては市のほうで管理という形になっております。ということで、河川ののり面とかについては北本県土、上の部分、人が歩く部分については市のほうで管理ということとなっております。

また、草刈りの時期につきましては北本県土事務所のほうと調整しながら実施しているというのが現状なのですが、なかなか手が回っていないというのも実情であります。その辺の対応につきましては、またよく調整をいたしまして、なるべく通行に支障のないような状況をつくってきたいというふうに考えております。

以上です。

(竹田) それで、ふるさと総合緑道の延長で、市道のH-223号線は実施設計した後に費用がかかるようだったら検討するというふうに昨日お答えになりましたが、費用がかかるというその費用というのは、幾らだったら許容の範囲なのかというふうに基準を決めておられるのかが1点と、では検討する人は誰なのか、2点お尋ねをします。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) ふるさと総合緑道のH-223号線につきましては、今回行っている詳細設計の中で概算事業費を算出して一応検討するという事になっているのですが、実際に幾らの費用がかかるから、では見送りますとか、実施時期を延期しますとか、そういったところの基準みたいなものはまだ決めておりません。実際に概算事業費が出た中で財政課とか関係部局と協議

して、最終的にはトップの判断にはなってくるかと思うのですけれども、一応そのような形で考えております。

(竹田) ということは、先送りになるのか、進めるのかっていうのも最終的には財政当局、最後はトップということなので、分かりました。続いて、314ページの建築住宅課の市営住宅の先ほど空き家状況を他の委員が質問をしていました。では、空き家の状況と入居を希望している方というのはどのくらいおられるのか。先ほど松原では16戸って。では、松原団地に何人希望しているのか、小松団地に何人か、人形は何人かというのでそれぞれ教えてください。

(建築住宅課長) 現在、入居の募集で申し込まれている方は、令和4年10月1日以降の方を対象としています。10月1日以降に入居の申込みが6世帯ありました。そのうち既に入居された方は2世帯となっています。待っていただいている4世帯の方は松原で1世帯、それと人形団地で3世帯となっています。

以上です。

(竹田) 入居した2世帯は、どちらの団地にお入りになったのでしょうか。

(建築住宅課長) 1世帯が登戸団地の1号棟、もう1世帯が人形団地の2号棟になります。

以上です。

(竹田) いわゆるミスマッチが生じているのかなっていうのちょっと思うのですけれども、例えば1人世帯で一人で入りたいと思っても、そういう募集がなければ当然入れないわけです。そういう点からいうと、先ほど松原団地に希望しているけれども、4号棟のほうにあるからというふうにお話をされたのですが、実際に今の経済状況を考えると、市営住宅が一番安く入れる。しかし、お風呂も整備しなければいけないと。でも、お風呂の整備状況を見たときに、この間、誰だっけ。萩生田さんだっけ。公営住宅に若い人を入れてあげるよって言って発言して、何か現状を知らない人の発言だなというふうに思ったのですけれども、そういうところでいうと、思い切って例えばお風呂も用意しておくとか、エア

コンも用意しておいて入れるという、公営住宅との関係で、前の人にとれば不利益になるかもしれないけれども、いつか必ずどこかで区切りをつけていかななくてはいけないわけです。そういう点からいうと、市営住宅にお風呂をつけて、給湯器も用意するとか、そういうふうな考えが持てるかどうかお伺いしておきます。

（建築住宅課長）今現在、今までやってきたお風呂がない方、給湯器がない方、そこでどこかで線を引くというか、では今日から入れますとか、その辺を線を引くというのはちょっと今のところ考えてはいないというところでは。

以上です。

（竹田）分かりました。でも、よく考えてみたら国はやっているのです。70歳以上の人は、以前は医療費の窓口負担2割だったのに、突然、あなたはこれ以降は3割負担にしますとかって幾らでもやっているではないですか、不利益になることは。例えばこども医療費もそうですけれども、こども医療費も、うちの子は、うちの子ってうちではないのですよ。うちの子は中学校までしか無料でなかったけれども、翌年の子は高校まで無料になったということって幾らでもあるではないですか。政治がやることだから。仕組みとして。そう考えたときに、歴史は進化していくわけだから、不利益になっている人たちの皆さんに、申し訳ないけれども、これが歴史の進化なのですからということを示していくのが政治の仕組みで、そしたらずっと進化しないです、この公営住宅に関しては。公営住宅法が変わって、家賃の設定の仕方も変わってきているわけでしょう。いわゆるエレベーターがついたりすると家賃が高くなりますというふうにしてきているわけだから、そういう点の考え方というのは、やっぱり住まいは人権ですから、どこかで以前はそうだったからって同じことをずっと繰り返したら公営住宅としての役割というのは私は果たせないと思うので、そこら辺、たくさんの方の公営住宅を持っている鴻巣市としたら、もっと前向きに進めるというふうにならないのかどうか、都市建設部長にお聞きします。置き土産をお願いします。

（都市建設部長）今回のご質問、12月議会もいただいたかと思うのです

けれども、やはり今まではエアコン等がない部分での家賃と。今回仮にエアコンとか整備した場合、当然もう家賃も変わってこなくてははいけな  
いかなと思うのです。そういったところをちょっと、変わるのかどうか  
分からないですけれども、今現在の段階ではやはり、市のほうでエア  
コン等整備して家賃を2段階にするというのは、そういう考え今現在は持  
っておりません。

以上です。

(竹田) 分かりました。

では、最後の質問をします。さっきの松原団地とか人形の団地のいわゆる、松原団地が特にひどいと思うのですけれども、雨水管とか污水管が  
外に出ていますよね。結構ぼろぼろになって劣化しているのですけれど  
も、そういう状況を、まず1点、つかんでいるかということと、その後  
のそれらに対する改修計画などについて最後お聞きしておきます。

以上です。

(建築住宅課長) 配管等の劣化等については、自分も松原の状況につい  
てはちょっと今ぴんときていないというのが正直なところでは。住んで  
いる方から、こういったところが悪いとか、こういったところがまた壊  
れてしまったとか、修繕等の依頼等は来ていますので、そういったもの  
を対応していきながら、修繕費で賄っていますので、ちょっと今のお話  
いただいたので、持ち帰って担当のほうには話をして、直せるものであ  
れば直していかなくてははいけなかなというふうに考えています。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

討論を求めます。

反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第30号 令和5年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時13分)



(開議 午前11時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼道路課長) 先ほどの議案第30号の竹田委員の質問の道路台帳整備事業の中で位置指定道路の管理のことを答弁させていただいた中で、要望の関係をいただいていると思います。市が寄附を受けたものは道路課で管理ということと、所有者が市でないものは所有者で管理していただくという話をさせていただきました。それで、位置指定道路の中には底地が市のものもありますので、その市のものに関しては要望を受けて改善に、当然市の管理になりますので、要望を受けて改善に、要望書を受け付けた上で評価検討委員会なり評価づけの中でやっていくことになります。

以上です。

(委員長) ただいま訂正の申出がありました。ご了承願います。

(建築住宅課長) 先ほどの議案第30号の永沼委員からの質疑のあった屋外広告物許可申請手数料の中で、過去に更新、新規何件あったかというところなのですが、令和3年度の実績で、許可件数の中で83件ありました。そのうち新規が19件、更新が53件、それとは別に変更であったりとか改造した、こういった申請もあります。それが11件になってお

ります。

以上です。

（委員長）次に、議案第32号 令和5年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（永沼）491ページになりますが、農業集落排水事業公営企業会計移行事業についてなのですが、予算参考資料にもありますように、令和6年度の公営企業会計適用に向けて固定資産台帳の整備や会計システムなどの移行事業を行う、そして令和5年度は資産情報の整理や条例、規則の制定を行うというふうな説明になっております。それで、今現時点までの、この準備されているわけですが、進捗状況、そして令和5年度に向けてのやらなければいけないこと、このようなことについてご説明願います。

（経營業務課長）農業集落排水は、いわゆる農村の下水道であり、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水処理の整備を行うことにより生活環境の改善につながっていると考えております。

公営企業会計の適用に向けた移行業務は、令和3年度から5年度までの3か年の債務負担で行っており、3年度は公営企業会計適用についての基本方針の作成、ポンプ場施設や管渠などの固定資産の調査を行いました。令和4年度には、令和3年に引き続きポンプ場施設や管渠などの固定資産の調査を行うとともに、固定資産の評価や条例、規則の制定の準備などを行いました。今後進めていく事項といたしましては、令和5年度は企業会計予算の作成や打ち切り決算の実施、金融機関の指定、条例などの制定を行います。3か年の進捗状況につきましては、現在約70%となっております。順調に作業が進んでおります。

以上です。

（永沼）今まで準備をされて順調に進んでいるということですが、現段階で何か課題とかありますでしょうか。



(経營業務課長) 現在移行中の作業においては、課題はございません。今課題というご質問いただきましたので、事業における課題といたしましては、使用料収入の原価計算の適正化を行っていかねばいけないと。あと、人口減少、あと老朽化した施設の更新、災害対策の必要性などが課題としてあると思います。

以上です。

(永沼) 最後の質問なのですけれども、今予算書の一般会計、特別会計、こちらのほうに入っていますよね、会計。今後は、水道とか下水道みたいに別とじになって、これから6年度以降はなるということでしょうか。

(経營業務課長) 委員ご指摘のとおり、水道と同じように、下水道と同じように別冊になって、損益計算書と貸借対照表とキャッシュフロー計算書がそれぞれ財務3表という形で作られるような形になります。

以上です。

(竹田) 前任者が公営企業にするためのいろいろ手続についてお伺いしましたが、公営企業にするということは、先ほどのいわゆる使用料金、公営企業そのものはいわゆる使用者の使用料金、あと一般会計からの繰入れ、あと損益計算書と貸借対照表、あとどのくらいの資産が残っているかということでの資産管理ができるから、そういう点ではいいと思うのですけれども、では実際に公営企業会計にすることのメリット、デメリットということで、ちょっと住民の視点に立ったメリット、デメリットについてお尋ねをします。利用者への影響も含めてお尋ねします。

(経營業務課長) 利用者の影響についてのご質問でした。やはり民間企業と同じように損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書が作られますから、ほとんどの方が民間企業にお勤めだと思います。ですから、民間と同じような財務諸表が作られますので、それによりやはり農業集落排水事業の経営が見えるということで、市民から見れば受益を受けている事業についてはっきり見えてくるというところで、市民の方についてはメリットがあるのかなと思います。

以上でございます。

(竹田) 財務諸表というか、いわゆる使用料で本当に賄えるのかどうかというところが最後の私は落としどころだというふうに思うのです。あとは一般会計からどれだけ入れるかということで。ということは、公営企業会計にすることによって使用料の値上げに最後、公共下水もそうですけれども、フィフティ・フィフティにきなさいというのが国の指導ですよ。公営企業会計にすることによってそういう方向に持っていくようにしているのか、そこら辺どうなのでしょう。

(上下水道部長) 決して料金の見直しというのを前提でやっている話ではなくて、あくまでも企業会計に移行しましょうねというところがまず始まりであって、今実際にいろいろ調査をしている中で、その実際結果を見た中で、では今後どうしましょうという流れになるかと思いますので、今現在特に料金の見直し云々ということについてはまだ考えていないというか、検討はしていない状況です。今後資産とか全部見た中で、ではどうしましょうというのは、これから考えなくてはいけないかなというふうには思っております。

(竹田) 確かに農業集落に係る部分は、広い敷地の中に宅地内まで引いてこなければならぬという点では、先行するための費用も非常にかかっているわけです。割合からすると処理人口が少ないから、やはり経費としてあるということで。私が一番懸念をするのは、先ほど申し上げたとおりに国の指導の下にやるわけだから、公営企業にしていくと。負担割合ということなのだけれども、当面はどういう経営状況かということをつかえるようにしているという理解でいいのでしょうか。そこだけ確認します。

(経營業務課長) 委員おっしゃるとおり、公営企業の役割というのが公共の福祉と経済性の発揮と独立採算なものですから、やはりその辺りはしっかりして、企業といえども公営企業でございますから、公共の福祉と経済性の発揮という部分を両輪できっちり農業集落排水の経営をしていくというところでございます。

以上でございます。

(竹田) 分かりました。これ国が農業集落排水事業というのは進めてい

る、いわゆる農業地域においてもきれいな環境をつくるということで、国の補助事業として進められてきたわけですね。そういう点からいうとちょっと、農業集落排水事業と、あそこは郷地安養寺ですから、新ごみ処理施設のすぐそばにクリーンセンターがありますよね。ちょっとそれとの関係で、農業集落排水事業、郷地安養寺のクリーンセンターと新ごみ処理施設から出る汚染水の処理については、鴻巣市ではどのような検討がされているのか伺います。

（上下水道部参事兼下水道課長）まず、農業集落排水事業と新ごみ処理施設から出る汚染水の考え方ということでございますが、まず農業集落排水事業の先ほど委員のお話ございました郷地安養寺、そちらの施設からまず汚染水は出ていないという考え方をしております。ですから、今の処理水の考え方について述べさせていただきます。よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

（上下水道部参事兼下水道課長）農業集落排水施設につきましては、浄化槽法に基づく浄化槽が設置されております。現在、保守点検業務の中で水質検査を定期的に行いまして水質の管理を行っているところでございます。それから、その管理の中で水を採取いたしまして、定期的に水質の分析も行っております。それから、外部検査といたしまして、年に1度、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けているところでございます。これいわゆる11条検査と言われるもので検査を行っているところでございます。そういったことから、農業集落排水施設につきましては、保守管理による水質検査や外部検査を行いまして、基準値以内の水質で河川等へ排水しているような状況でございます。

それから、新ごみ処理施設のお話でございましたが、現在まだ下水道課のほうに組合のほうから何もそういったご相談がございませんことから、はっきりしたことは現時点では申し上げられません。

以上です。

（竹田）実はこのことってすごく大事だと考えているのです。というのは、組合というよりも、鴻巣市が推薦した土地なのです。だから、鴻巣

市としての考え方を私は整理しておく必要があるというふうに思っているものですから、あえて聞いているのですけれども、ちょっと表現悪いかもしれないのですけれども、前市長の土地に特別養護老人ホームが建設される時に一番あそこでネックになったのは、入居者も含めて100人以上の合併処理を通じて出されるものについてどうなのだと行って、農業用水路に出されたら大変だよということで、そういう意見もあって、施設を建設しようとした人が最終的には計画を引っ込めたということがあるのですけれども、あそこの、これからの計画なのですけれども、温水プールを造るとか、入浴施設を造るとなると相当の処理をしなければならぬ。そこで働く人たちの部分を考えると、そこの部分を整理しないままにあそこにしようということそのものは、私は鴻巣市としての考え方から行ってどうなのかなって。最後そこの問題で農家の皆さんの合意が得られるかということが大事なのですけれども、一切鴻巣市内ではそういうことは話されていないと。組合からは正式に来ていませんということは分かりました。同じ鴻巣市内のところで話がされているのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

(休憩 お願いしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時 57分)



(開議 午前 11時 58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(上下水道部長) 今、組合というか、市のほうで委員さんおっしゃるように候補地(P42.「予定地」に発言訂正)としてあるという中で、施設の規模ですとか、例えばですけれども処理量、それから処理方法というのが実際にまだ具体的にこちらにも来ていないという状況になっております。今後あそこで間違いなく造りますというのが当然決まれば、ではどういった方式でやりましょう、その場合に、では放流先がどうしようって、多分そういった協議に流れとしてはなるのかなというふうには思いますので、ただ今現在はまだ、申し訳ないですけれども、こちら

にはそういった協議というのが来ておりません。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第32号 令和5年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時59分)

---

(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道部長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(上下水道部長) 先ほどの竹田委員のご質問の答弁の中で、処理施設の候補地というふうに答弁してしまいました。正しくは予定地でございますので、訂正をお願いいたします。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは次に、議案第34号 令和5年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 議案第34号で質問いたします。

歳入のところで、558、559ページ、中段にあります保留地売却収入についてでございますが、先ほどのご説明ですと売却予定保留地が3区画、そして818.36平米というふうに説明ありましたが、1平米当たりのまず単価についてはいかほどなのか教えてください。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 永沼委員のご質問に対してお答えいたしたいと思えます。

売却予定の保留地でございますが、区画数にして3画地を計画してございます。1つ目は、現在公売中の保留地番号でいうと30—1街区6画地、ちょうど永勝寺北側にあります273.82平方メートルの保留地で、1平方メートル当たりの単価は7万1,000円を見込んでございます。2つ目は、5年度新規公売予定の場所で、75街区14—2画地、ちょうど地元でいうときずなっこガーデンナーサリー西側にある258.94平方メートルの保留地で、1平方メートル当たりの単価は5万9,600円を見込んでございます。3つ目も5年度新規公売予定の80街区7画地、ちょうど場所にしまして不動様より東側の区画にあります面積285.60平方メートルの保留地で、1平方メートル当たりの単価は6万6,600円を見込んでございます。以上です。

(永沼) 1平米当たりの単価は分かりましたけれども、それぞれ場所によって金額は少し差があるかなとちょっと思っているのですが、その辺の条件はどんな条件でこの差が出てくるのか教えてもらえますか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 一般的な保留地の売却価格、これの算出につきましては、事業区域内に1か所標準地を設けさせていただきまして、4月1日の価格、これを不動産鑑定を行って標準地の価格を算出いたします。標準地の価格に売却する保留地の個別的な要因を反映させるために、事業独自に定める格差基準表というのがございます。そちらを用いて価格を算出して金額のほうを決定しますが、現在のところ、

出した金額について、販売済みの保留地、販売中の保留地は別としまして、評価委員に価格の妥当性を評価いただいて予定価格を決めるものですから、あくまでも今現在は概算という形で金額のほうを設定してございます。

以上です。

（永沼）次に、売却についてなのですが、これは個人なのか、それとも法人になるのか、不動産とかそういうことになるのか、ちょっと教えていただけますか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）売却につきましては、個人、法人、どちらでも可能でございます。ただし、保留地につきましては権利移転の制限があることから、一般的には個人などのエンドユーザー様の方への販売としております。

以上です。

（永沼）令和2年の8月28日に宅地建物取引業法が改正されております。その中で、重要事項説明の対象項目に水害リスクに関する説明が追加されております。こちら北新宿区画の事業地も水害リスクがあるところと私は思っておりますが、これに対する、市から保留地を売却するとき、本来は宅地建物取引業者が説明するような感じになっているのですが、市としてはどのような感じで説明をされているのかお聞きいたします。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）保留地の売却説明時における水害リスクに関する説明でございますけれども、保留地の売買契約時、こちら対面で契約を行うのですが、そのときに市のホームページにある水害ハザードマップ、こちらをプリントしたものを基に対象保留地の場所を確認し、それと浸水深さ、やはりこちらの深さについて、例えば何メートルから何メートルですという色塗りの状況を説明を行って、購入される方に対して認知していただいた上でご契約いただいている状況です。

（永沼）そのような水害リスクの説明をされた後の対象者の方のご意見というか、どのような反応があるのでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）近年でおければ、中には事前にそういったものを見聞きして確認をされている方もいらっしゃいますが、

当初やっていた、令和2年9月以降ぐらいですか、その頃にはまだはっきりとした例もなかったことから、ああ、そうだったのというような話をしていたと。ただし、それによって契約しないよという形ではなく、多少リスクを認識していただきながら契約していただいているというふうに聞いております。

以上です。

（永沼）今のご説明で、水害リスクを負ってもこの場所でいいわという感じで購入なさる方がいらっしゃるといのはすごく、私もちょっと安心しました。

次に、歳出のほうなのですが、565ページの委託料の下のほうにあります踏切新設等工事委託料についてお聞きしたいと思います。これについては、予算の説明の資料の中にもあるのですが、先ほどもご説明されたように幅員が9メートル、そして歩道のほうが片側歩道ということで設置するというので、これの新設は5年度というふうに書いてあるのですが、何月頃かというのは予定はあるのでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）現在の予定でございます。令和5年9月下旬と伺っております。ただし、予定日程においては、列車の運行に大幅な乱れが発生し、切替え作業が中止となった場合については日程変更もあり得るという条件で伺っているところです。

以上です。

（永沼）あわせて、踏切の除却、2つあるわけですが、その除却予定月というのはいつになるのでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）現在、開通日と同時に既存の2つの踏切を閉鎖しますということを伺っておりまして、閉鎖後に年度内に除却できるように進めていくというふうに伺っておるところです。

以上です。

（永沼）踏切が開通されましたら、その踏切の開通に合わせて式典というのは計画されているのですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）ご質問いただきました式典計画、こちらにつきましては、まず1つ、踏切の切替え作業、こちらは列車の



運行に支障が出ない、また通行する車両などの交通量が減少する深夜未明に実施すると。それと、2つ目として、先ほどもちょっとお話しいたしましたが、予定日数においては、列車の運行に大きな乱れが発生し、切替え作業が中止となった場合については日程変更もあり得ると。この2つの条件ございまして、なかなか実施日時の確定がちょっとできない状況でございます。そのことから、実施する予定はございません。以上です。

（永沼）最後になります。幅員9メートルのうちの片側歩道の歩道の側の幅員はどのような計画でいるのか、それだけ教えてください。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）今回の新設する踏切、方向的に片側踏切、ちょうど行田駅側ではなく吹上駅側の上りのほうになります。片側の幅員2.5メートル幅員で歩道を設ける計画でございます。以上です。

（竹田）通告してあったことを前任者がほとんど質問しましたので、私は1点だけ聞きます。

建物廃材処分費が565ページにあるのですが、これはどのような処分をするための費用なのかを伺います。それで、最終的にどこまで行くのか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）12節にある委託料の建設廃材処分等業務委託料、こちらにつきましては、現在、換地計画によって従前の道路または水路、個人敷地、そういったものにおいて区画道路築造に伴い掘削を行った際にU字溝とか既存の境界ぐいなどが発生することがございます。そちらのものを事業地保全のため、また松ぐいなどで仮囲いを行った箇所を撤去する、そういったものもございます。コンクリート廃材、木材などの廃材が発生しております。事業を進める上での話です。このような建設廃材を事業による借り上げ地に一旦仮置きしてございますので、処分を行うため、委託を行って廃材処理を行うものでございます。

以上です。

（竹田）ということは、これは埋め立てるという解釈でいいのですか。どこかへ持っていくとあって、そのことで聞いている。建物廃材処分す

るというのはそのとおりのだけけれども、どこまでどういうふうにするかって、その中身をちょっと教えてください。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 通常、コンクリートがら、アスファルトがらは再生処理プラントのほうに、例えば再生砕石であるアスファルトであれば、再生アスファルト材料にする材料としてプラント持込みになります。ただし、木材につきまして、または塩ビ管等、そういったものについては適正に処理ができる処理プラントのほうへ搬入し、処分という形を考えております。

以上です。

(竹田) そのプラントというのは、どこまで運んでくださるのですか。いわゆる建設廃材でもちゃんと分別しなくてはいけない時代ですよ。だから、例えば最終処分場で、この間千葉県まで鴻巣のごみが行っていたというの分かったのですけれども、そういうふうに例えば千葉に運ぶのか、群馬県に運ぶのかというところまでちょっと教えてほしい。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 委託する会社によって処分場所というのが、その委託する会社の流通、流通というか、取引の関係で変わってくることを想定しております。一般的にあれば、コンクリートがらであれば、近場であれば行田の杉浦土木、また小川工業、熊谷の太井になります。そちらが近い施設ですので、そちらに搬入して引き取ってもらいながら、再生合材、また再生砕石として使用するのが一般的です。請負業者によってそれは違ってくるということで、ただし最終的に適正に処理がされているマニフェスト等を確認しながら処理内容、適正処理を確認しております。

以上です。

(竹田) 分かりました。では、過去においてはどこにどのような処分をしたかという事例があったら教えてください。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 昨年度ないし今年度の内容ですが、コンクリートがらでしたら杉浦土木、行田の堤根にございます。また、先ほど申し上げたように小川工業、そちらが熊谷の太井にございます。そちらのところに搬入して、コンクリートがらについては再生砕石にさ

れているものを見ました。木材につきましては、木材を受け入れられるプラントとしてはクワバラ・パンぷキンというのが騎西にございます。そちらに搬入しているマニフェストというのを見たことがございます。以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第34号 令和5年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和5年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 歳出のほうで、588、589ページの下段にあります広田中央特定土地区画整理事業の11の役務費の郵券料でございます。この郵券料については、町名変更アンケートのための郵送ということでされているわけですが、この町名変更アンケートを郵送して実施する期間という

のはどのような計画になっているのか教えてください。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）永沼委員のご質問にお答えしたいと思います。

町名変更アンケートにつきましては、事業地内の権利者に対して新しい町の町名について意見集約を行うものでございます。初めに、期間というのをちょっとご質問いただきました。現在、詳細につきましては検討を進めているところではございますが、郵送による全2回のアンケートを計画しております。1回目につきましては、内容的に町名変更の可否、新町名の募集について8月頃を目標に実施する予定で、提出いただいたご意見を取りまとめて広田中央特定土地区画整理審議会に報告するとともに、新町名案を複数の案に絞ることを考えております。また、2回目につきましては、絞られた新町名案から選択をしてもらうアンケートについて、こちら11月頃を目標に実施する予定で、1回目と同様に意見の取りまとめ、その後、広田中央特定土地区画整理審議会に報告するとともに、新町名案を1つに絞ることを考えております。

以上です。

（永沼）町名の可否についても郵送で行うということでしたので、そうしますと変更しなくてもいいよというのが多かった場合には、このような形でしない形になるという可能性もあるということですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）委員おっしゃるように、場合によったらご意見の中で変更しないという可能性も中にはあると思います。ただし、今までの履歴で見ますと、平成27年に完了した原馬室・滝馬室土地区画整理、こちらについては氷川町に変更になっております。また、24年に完了しました三ツ木土地区画整理、こちら組合施行になりますが、こちらは愛の町、23年に完了しました北鴻巣駅西口土地区画整理組合、こちらのほうはすみれ野という名称に変更になっています。そういったことから、また町の新しい名前、ふさわしい名前等を公募し、一般的には従来今まで使っている住所、そちらがそのまま使えるとっていらっしゃる方がほとんどではないかなと思います。実際に区画整理を行いますと、新たな地番は全て地番振り直しになります。そういったことの認

知をお手紙の中でお知らせをしながら、ではどっちみち住所が、住所というか、地番も含めて変わるのだったらというのを意識啓発の中で促しながら、どのようにしますかというアンケートにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（永沼）町名が変更になることのほうが大のような、そんな感じに私今答弁を聞いていて分かったのですけれども、今のご説明ですと、地番とか変わるということは、いろいろな個人と対銀行だったり、登記所とか、そういったもの全部変更しなくてはいけない部分がかかなり出てくるかなというふうに思うのですけれども、その辺のご説明も全て郵送の中に入っているということによろしいのですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）今回は町名をどうしますかということをお聞きながら進めたいというふうに考えております。変わった後に、ではこれについてはどういう手続をする、これについてはどうなりますよというのは変わった後の話ということで、まず前提条件としまして町名をどうしますかという形からスタートして意見集約をしていきたいと考えております。

以上です。

（永沼）町名とかいろいろな住所変わることによって、登記の場合はたしか市から登記所のほうに変わったという報告受けて、そういう個人で時間を要するようなことはないと思うのですけれども、銀行とかいろいろな契約しているところについては、もし変わったらいろいろと大変なことになるかなってちょっと思ったものですから、その辺はよく皆さんにご理解をしていただいで進めていただきたいなというふうに思います。

それで、町名が決まるまでの計画もご説明してくれたので、アンケートは権利者、この権利者というのは住んでいる方たちという意味でよろしいのですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）アンケート調査、こちらの対象者、権利者という形でお話をさせていただいています。町名変更によって影響を受ける方々としては、当然今話をしました土地の権利者、また事業

地区内の住民登録者や事業地区内の賃貸借者などが考えられます。俗にアパートやテナント店舗、このオーナーさん等の賃貸借者、こちらについては一般的には一時的な形態となることが多く、将来的には地区外に転出される方もいらっしゃるのではないかなということが考えられます。そこで、将来も含めて新たな名称に愛着を持って事業地内に末永く居住される権利者またはそちらの土地をお持ちの方のご意見が一番なのではないかなというふうにこちら考えております。また、地域の方から町名変更に関して、意見集約対象者、今回の対象者なのですけれども、愛着を持つ定住者、権利者、そちらの方がいいのではないかと。言葉悪い言い方かもしれませんが、アパートの方すぐ出ていってしまうこともあるのだからというご意見をいただいたことがあるのです。こういったことから、ご意見をいただく対象者、事業地内の土地権利者、また保留地購入者、そういった方を対象とすべきだというふうに考えてございます。

以上です。

（永沼）権利者の意味が分かりました。この方法というのは、今まで町名変更してきたときとほぼ一緒なのではないでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）先ほどちょっと幾つかの既に終わっている土地区画整理事業についてご説明をさせていただいたところです。原馬室・滝馬室、こちらにつきましては、実は平成7年に完了している滝馬室土地区画整理、こちらは氷川町になっているのですが、そちらの氷川町に追従して氷川町でいいという権利者の意見があったというのを聞いて、それによって決めたということを知っております。また、三ツ木土地区画整理、そちら組合施行でありましたので、履歴等の残っているのは、ちょっと当時の書類というのが少ないのですが、中を見ていくところによると、そこの権利者の方に回覧等を使ってアンケートを何度か行って、組合総代会で決めたのが愛の町というふうに聞いております。また、北鴻巣駅西口、こちらどういうふうな形ですみれ野になったのかは、公募をしたというのを何か広報に載っていたというふうに資料が残っているのですが、公募をしてすみれ野という名称に変えたとい

うふうに載っておりました。いずれにせよ、ちょっと権利者の意見等をしながら、組合であったら総代会だとか、そういったあるところに諮りながら、権利者の方に諮りながら実施しているというのを伺った履歴がございますので、今回こちらのほう、私どもとしましてもそのような形を取っていければというふうに考えてございます。

以上です。

(永沼) 今後丁寧な対応をしながら進めていただければと思ひまして、私からの質問は以上といたします。

(竹田) 1点だけお尋ねをします。

保留地の処分の先ほど3区画というふうにおっしゃっていましたが、そういうところでいうと、全体の進捗率はどのくらいになるのかということ、何世帯が住んでいるようになるのか、何世帯、何人くらい住むようになるのかということをお伺いしておきます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 保留地の処分状況でございます。保留地の処分状況といたしましては、事業全体における保留地全体といたしまして1万7,956.8平方メートル、83画地でございます。2月末現在の状況における処分済保留地は1万5,781.2平方メートル、既に処分を済ませております。画地数にして75画地となっております。これを面積ベースで処分率等を申し上げますと87.9%、こちらを見込んでいるところでございます。

以上です。

(竹田) 今何世帯の方が……ああ、そうか。75世帯ということよね。75世帯が住んでいると。75区画が売れているわけだから、75世帯という受け止めでいいのかどうか確認します。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) すみませんでした。ただし、販売した保留地の中にはアパートの一部として買われた方もいらっしゃいますので、世帯数についてはちょっと把握ができてございません。あとは、販売済みの保留地の中でも建築計画がある空き地の状況も今現在ございますので、居住数というのは今データとしてはちょっと手元にない状況でございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第35号 令和5年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時46分)



(開議 午後2時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第37号 令和5年度鴻巣市水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) 支出のほうの32、33ページの上のほうにあります上尾道路関連配水管詳細設計業務委託料なのですが、工事そのものが令和6年



度以降というような説明だったと思いますが、5年度については工事費用の詳細設計が出来上がるということですのでよろしいのかどうか、確認の意味でちょっとお聞きしたいと思います。

(水道課長) 昨日もお答えいたしましたけれども、上尾道路関連配水管詳細設計業務委託の発注の時期についてになります。継続的に実施している国との補償、承認に関わる協議後の予定としております。現時点では、令和5年度内に補償、承認が受理され、詳細設計も完了させる準備をしておりますが、あくまでも協議の進捗状況によってとなりますので、柔軟な対応が必要になると考えております。また、配水管の工事については、国との施工協議により道路工事の進捗状況、こちらに合わせた実施時期の調整が今後必要となると考えておりますので、令和6年度以降の見込みになるであろうと考えております。

以上です。

(永沼) 昨日の補正予算でも上尾道路のことについては質問があって、ご答弁があったので、分かってはいるのですが、お聞きしました。次に、その下の配水管新設工事及びその下のほうにある配水管布設替え工事、この2つ併せてお聞きしたいのですけれども、先ほど7件の3,300メートルというようなお話しされていたのですが、その7件、3,300メートルというのは配水管新設工事の話なのか、それとも配水管の布設替え工事の話だったのか、その辺ちょっと聞き漏らしたので、確認です。

(水道課長) すみません。改めてもう一度お話しさせていただきますが、令和5年度に予定している配水管の新設工事の延長は約2.8キロ、2,800メートルになります。並びに配水管布設替え工事の延長は3,300メートル、約3.3キロ。どちらも約にはなりますが、約2.8キロと約3.3キロというふうに考えております。

(永沼) そうしますと、新設が2.8キロ、そして布設替えが3.3キロということだったのですね。分かりました。

それで、これによる管路の耐震性というのは何%になってきているのか、それをお聞きいたします。

(水道課長) 先ほどの説明の中では、新設管のほうが1,200メートルと、区画整理事業関連で1,600メートルということで合わせて2.8ということになります。

次に、管路の耐震管率というところですが、令和3年度末で約9.4%となっておりました。今年度、令和4年度末で、これは予定ですが、約9.7%になる見込みでございます。そして、来年度、令和5年度の工事を予定どおりに実施した場合ですが、この場合の見込みですと約10.2%となる予定でございます。

以上です。

(永沼) 次に、中段にあります吹上第二浄水場防雷設備設置工事、これについてお聞きしたいと思います。

予算の説明の資料のほうにもありましたが、防雷設備設置工事は令和5年度に機器の工場での作製、そして6年度には現場設置という説明だったと思います。今回の予算は、確認なのですが、工場での機器製作費ということでよろしいのか、それをお聞きいたします。

(水道課長) まず、吹上第二浄水場防雷設備設置工事は、受注業者による材料の手配を今回行い、その後に浄水場内に設計された位置それぞれの箇所に防雷システム機器を設置するという2か年の工程になってございます。このため、材料の手配や機器の構築などに時間を要することで令和5年度と令和6年度の2か年にわたるという継続事業で行うこととなります。そのため、初年度となる令和5年度に関しては、材料の手配等が主な内容となるということになります。

以上です。

(永沼) 今のご答弁ですと、機器の製作ということではなくて、機器の手配ということよろしいのですね。

(水道課長) 手配を含めた機器の製作ということに。

(永沼) この防雷設備なのですが、この効果については、どこか先進事例とか、またはどこかほかの場所で効果があったというようなことでこれを設置しようというお考えになったのか、独自の判断なのか、それをお聞きいたします。

(水道課長) こちらの防雷設備なのですけれども、その効果に関しましては、2023年1月現在の防雷システム実績として、全国の官公庁で163件、埼玉県内で10件、このうち浄水場で5件、それと浄水場の管理棟で4件、それとあとポンプ場で1件を実際に設置しているということでございます。いずれも本市で計画している防雷システムと同様の設備でございます。設置後に関しては落雷の被害の報告はないということですので伺っております。そして、中でも近隣である熊谷市さんのほうでは熊谷市の浄水場と管理棟、こちらのほうに設置をしているのですけれども、こちらのほうに、直接熊谷市さんにヒアリングを行った結果、効果に関する確認をしております。こういったことを参考にして採用するような予定でおります。

以上です。

(永沼) それで、今回の契約についてなのですけれども、競争入札なのか、随意契約という形なのか、それだけ最後にお聞きしたいと思います。

(水道課長) 発注については、今後また調査していろいろ決めていくのですけれども、一応一般競争入札で考えております。

以上です。

(竹田) 事業費、水道事業を行うに当たって、物価高騰による全体予算の影響額というのはどのくらい出ているのかを教えてくださいと思います。

(水道課長) 水道事業は、典型的な設備集約型の事業で、浄水処理の過程における取水、配水施設で使用する機械、ポンプ類では多くの電力を消費しており、昨今の電力価格高騰により需用費経費が増大しております。このような状況における令和5年度予算編成に係る物価高騰による全体予想の影響額については、予算計上した中で物価高騰の影響を受ける以前の価格を把握していないものも含まれるため、令和5年度予算に計上した項目のうち、令和4年度予算と比較ができ、かつ物価高騰の影響を受けて予算計上した主な項目を説明させていただきます。

まず、予算書の23ページ、1、原水及び浄水費、5節委託料のうち、水質検査業務委託料が、これ約ですけれども、200万円の増。同じく23ペー

ジの1、原水及び浄水費、9節の動力費が、こちら約5,100万円の増となっております。また、予算書の33ページ、1の配水設備拡張費、2節の工事請負費のうち配水管新設工事及び2、配水設備改良費、2節の工事請負費のうち配水管布設替え工事に共通する資材の高騰及び労務費等の上昇を加味して予算計上し、その影響額は、こちら約ですが、4,700万円増となっております。

以上です。

(竹田) 分かりました。結構いろんなところで大きな影響が出ているというのは分かりました。

23ページの運転管理包括業務委託で、これも昨年度やりましたよね。包括管理でやったのですが、2億6,737万2,000円。前年度が2億5,348万7,000円ということで、包括管理はよりコストを安く管理委託できるということですがけれども、やはり1,400万近く上がっているというふうにならざるを得ない計算したのですが、この上がっている(「減額」に発言訂正)要因というのですか、包括管理では何があるのか伺います。

(水道課長) 運転管理包括業務委託の内容というか、ですよ。

(竹田) 値上げになっていることも含めて。

(水道課長) 現在、包括業務では、水道課施設担当が所管する主な業務の集約によって、浄水場関連では、浄水場運転管理、保全管理業務、水質管理業務、薬品等調達業務、電気工作物保安管理業務、環境衛生管理業務に加えて、今回は水源井内水中テレビカメラ調査及び浄水場機械警備業務を包括し、また管路関連では管洗浄業務に該当する管路等点検調査業務及び管路等清掃業務を追加で実施してございます。

(竹田) ごめんなさい。私、ちょっと訂正させてください。水道施設運転管理等包括業務委託料が2億5,348万7,000円、前年度が2億6,737万2,000円だったので、減っているのです。それを増えていますというふうに申し上げていましたが、減額になったということをお訂正させてください。

その上で、これはどこに委託するのか。これから、でも包括だから何年かまとめてやるのかなと思うのですが、ちょっとそれぞれの委託

先についてお尋ねをします。

(委員長) ただいまの竹田委員の訂正の発言を許可いたします。ご了承願います。

(水道課長) こちらの水道施設運転管理等包括業務委託に関しましては、ご説明の中でもあったと思うのですが、令和5年の2月1日から、今回5年間の業務ということで、エコロジーフォースという業者が受注してございます。

以上です。

(竹田) そのほかに水質とかで。

(水道課長) すみません。そのほかということですね。そのほかの業務委託先についてですが、予算額が1,000万以上の業務を予算書の順番に沿ってご説明させていただきます。

それでは、同じ23ページ、1の原水及び浄水費、5節委託料の水質検査等業務委託料については、一般競争入札で今後業者を選定するため、現在は委託先は決まっております。

次に、同じ23ページ、2の配水及び給水費、4節委託料の配水及び給水管維持管理業務委託料、こちらについては長期継続契約により鴻巣市水道協同組合が委託先となっております。

次に、25ページの4、業務費、4節委託料の水道料金等徴収業務委託料は、長期継続契約により株式会社日本ウォーターテックスが委託先となっております。

同じ節内の開閉栓業務委託料並びに検定満期メーター取替え業務委託料、それと27ページの5、総係費、13節の宿日直業務委託料につきましては、年度ごとに契約事務を行っているため、現在のところまだ委託先は決まっていないということになります。

以上です。

(竹田) 例えば水道料金の徴収業務委託というのはウォーターテックスがずっとやっていますけれども、その積算の根拠というか、例えば賃上げもしなければならないというふうに思うのですが、その積算根拠についてお尋ねをします。

(経營業務課長) 積算根拠についてのご質問です。厚生労働省等歩掛かりがないことから、数社から歩掛かりの参考見積りを徴取し、それを基に設計価格を算出して、指名競争入札で業者決定をいたしました。直接業務費は人件費で、業務責任者、副業務責任者、業務従事者、検針員、それぞれの平均人数、平均単価を出しました。その他車両費、あと携帯電話、制服代、保険料などの直接経費や法定福利費などの間接経費、あと諸経費も積算価格に織り込んで設計をいたしました。

以上でございます。

(竹田) ということは、基本的には賃上げがなされているということで受け止めていいのですね。

(経營業務課長) 労務単価とかも建設省(P62.「県」に発言訂正)のものを使ったりとかしておりますので、賃上げはなされているというふうに認識はしています。設計の中で、労務費は適正な社会情勢を反映した労務費が反映されているという認識でいます。

(竹田) 続いて、29ページですけれども、水道賠償責任保険料というのがあるのですが、これはどんなときに使われるのか。何かあったときにやって、私が思ったのは、例えば落雷で被害があったときに配水されなかったわけで、そういうときに保険を使うのかなというふうに思ったのですが、この水道賠償責任保険料はこれまでどのようなことで使われたのか伺います。

(水道課長) 水道賠償責任保険料のこれまでに使われた例ということでお答えいたします。

まず、調査した期間と件数なのですが、文書の保存年限となる10年間で探したところ、2件の事例がございました。その内容といたしましては、1件目が濁り水に関わる補償、それと2件目は事故に関わる補償という2件になってございました。

以上です。

(竹田) ということは、水道の工事を行っているときの事故ということでいいのですか。

(水道課長) 1件目の濁り水に関しては、水道工事をやっているさなか

にちょっと、切替えという作業をしている中で、吹上のほうでちょっと濁ってしまったということの事例でございます。また、2件目に関しましては、やはり作業中なのですけれども、開栓器というバルブを操作する棒みたいなのがあるのですけれども、そちらのほうに車がちょっと接触してしまったということの事故の2件になります。

(竹田) 分かりました。そしたら、去年だったのかな、おとしだったのかな、三谷橋大間線の拡張工事に伴う中で、配水管なのか下水なのか分からないのですけれども、事故が起きたことありましたよね。それも対象になるということですか。

(水道課長) その事故は、下水道の工事をやっているときの事故で、請負業者のほうで事故を起こしてしまったような事故なので、それに関しては、水道事業ではないというところもございますけれども、市のほうの負担にはならない事故でございます。

(竹田) 分かりました。では、どこの部分で自己責任が発生するかということを使う保険も違ってくるといふことの意味でよいのでしょうか。例えばよく、今回首都高で事故を起こしてしまって、それは道路の保険に入っていて、鴻巣が10・ゼロの責任でやったよということだから、誰がどこの責任でどういうふうにするかというところで、先ほど言った鴻巣市の、いわゆる鴻巣市側に瑕疵がある場合にはその保険を使うということの受け止めでいいかどうか確認します。

(上下水道部長) 保険の関係なのですけれども、29ページの23節の保険料のところ、ご質問にもございましたが、水道賠償責任保険、その下に水道機械設備損害保険料とあって、ここに保険料の関係がありますが、一番上の水道賠償責任保険につきましては先ほど水道課長のほうからご答弁があったと思うのですけれども、その下の水道機械設備損害保険料、これは、例えばですけれども、浄水場で雷とかが仮に落ちて機器が壊れてしまったといった場合に、その修繕にかかる費用なんかをこの保険で高額であれば賄えますというのがこの2番目の水道機械設備損害保険料ということになるのです。その下なんかは通常の自動車損害賠償責任、それと任意保険、これは通常車の保険になります。あと、建物

総合損害共済保険料というのは、建物のほうの関係の例えば火災ですとか、そういった関係の保険料。一番下の公金総合保険料、これにつきましては、公金をやはり預かっているものですから、例えばですけれども、お金を動かす過程において何かあった場合に、公金を取り扱う場合の保険料というのがここに入ってくるのです。それなので、それぞれ対象となるもの、施設とかいろいろありますので、それぞれやはり保険を掛けているという状況になっております。

（竹田）最後、前任の方も聞かれたのですが、上尾道路工事負担金って、これからやるのですけれども、負担金ということは鴻巣市も出すのですよということですよ。それでいいのかどうか、ちょっと。

（収入ですよの声あり）

（竹田）すみません、間違えました。その算出根拠を聞けばいいのだ。ごめんなさい。上尾道路工事負担金の算出根拠を教えてください。

（水道課長）算出根拠についてをお答えいたします。  
負担金の算出の方法といたしましては、上尾道路2期整備工事事業に伴い支出する工事費等に対して、公共補償基準により算出したものでございます。  
以上です。

（竹田）最後になります。県水は前年度が5億9,432万7,000円だったのが6億2,831万円になっているのです。これは何げに、どちらかというところを使う量も減っている、県水の単価も、これまでは変わらないのですけれども、上がっている理由についてお答えをいただきたいと思います。

（水道課副参事）では、今の竹田委員のご質問にお答えさせていただきます。

県水受水費が令和5年度予算で増加した原因は、箕田浄水場のろ過器が今3台ございまして、ちょっと1台故障しております。それを今年度はフル回転して使用して何とかこらえたのですけれども、来年度は、いざというときのために県水を少し増やして、ろ過器を通常の交互運転みたいな形で運用するために増量となっております。

以上です。



(竹田) 箕田浄水場との関係で量を増やしたからこの金額になったということですが、県水が値上げになるということが盛んに言われているのですが、正式な通知というのが来ているかどうか、ちょっと最後確認したいと思います。

(水道課長) 今のところ、そのような通知は来てはございません。  
以上です。

(経營業務課長) 先ほどの発言の訂正をお願いしたいのですが、先ほど竹田委員に料金徴収業務委託の積算の参考にしてている労務費の単価の答弁の中で、建設省を参考にしてると私発言したのですが、それは誤りで、県の単価を参考にして価格を積算をしているというふうに訂正をさせていただきます。よろしくお願いします。

(委員長) ただいまの発言の訂正の申出に対しましては許可いたします。  
ご了承願います。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第37号 令和5年度鴻巣市水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 5 5 分)



(開議 午後 3 時 0 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 38 号 令和 5 年度鴻巣市下水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 質疑はありませんか。

(竹田) まず、23 ページですが、内水ハザードマップを、これは債務負担行為で令和 5 年から令和 6 年までやっていますが、6 年度で完成するという受け止めでいいかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

(上下水道部参事兼下水道課長) 内水ハザードマップの完成時期とのご質問でございますが、内水浸水想定区域図及び内水ハザードマップの作成業務につきましては、令和 5 年度から令和 6 年度の債務負担行為を予定しておりますので、現在のところ令和 6 年度末の完成を予定しております。

以上です。

(竹田) 27 ページの経営戦略見直し業務委託ということで、これも債務負担行為で 5 年から 6 年までやっていますが、何を経営戦略とするのかということのちょっと問題意識というか、業務委託の内容についてお尋ねをします。

(経營業務課長) 経営戦略は、中長期的な経営の基本計画を定めたものになります。具体的には、投資と財源を均衡させた投資財政計画を作成したものになります。人口減少や節水機器の普及による使用量の減少など、本市を取り巻く状況の変化や、これまでの取組を反映させるために経営戦略の中間見直しを行います。業務内容といたしましては、前期 5 年間の事業の振り返り、あと財務諸表の分析、後期計画の方向性、農業集落排水の一部接続に関する考察や審議会の会議運営支援などを業務委託します。また、将来需要額を考慮した下水道使用料改定についての検討や資料作成、下水道使用料改定に必要な考察などをコンサルティング

会社に業務委託します。

以上です。

（竹田）ということは、いろいろな角度から検討するために業務委託するということで、委託先はこれからということでもいいですよ。そうすると、でも最終的には使用料の改正、公共下水もそうですが、国はフィフティー・フィフティーにきなさいというふうな指導があるのですが、料金改定が最終的には狙いの経営戦略の業務委託だという受け止めでいいのかなどか、そこを確認します。

（経營業務課長）料金値上げがゴールではなくて、まずはきっちり、水道のときもお話ししたのですけれども、公共の福祉と経済性の発揮と、あと効率的な運営の下での事業運営と独立採算というのがありますから、それをしっかり民間と同じような企業会計にして、1年間の維持管理の経費がこのぐらいかかると、それで借金の返済がこれだけかかると、投資額がこれだけかかるということで、きっちり民間と同じような財務書類を明らかにして企業運営をしていくということですので、値上げがゴールではございません。

以上です。

（竹田）ということは、35ページにありますが、上下水道運営審議会委員の会議をやることの予算が計上されていますが、これとの関係で上下水道運営審議会に付そうと思っている議題というのは何になるのでしょうか。

（経營業務課長）平成31年から10年間の経営戦略がございますので、まずそこから5年、前期が終わりますので、まずそこで事業の見直しとか、今後5年間何をやっていくか、さっきストックマネジメントの話も出ましたので、そういったことを踏まえて今後5年間何をやっていくかということで、まず計画を中間見直ししますので、それを審議会で諮って、こういう内容でいかなものかということで住民の方に諮るということが目的でございますので、恐らく竹田委員がおっしゃった値上げをすることを議論とするのではなくて、まず前期の振り返りと今後5年間の下水道経営の在り方について、計画の見直しを含めた内容について審議会

で諮るといふところでございます。

以上です。

（竹田）何回くらい計画している。15人ですよ。

（経營業務課長）5回程度を一応計画はしていますけれども、5年度につきましては1回を計画しております。

（竹田）分かりました。

あと、27ページですけれども、先ほど水道料金の徴収業務委託のをやりましたけれども、下水道料金の徴収業務というのもありまして、これはウォーターテックスに基本的には依頼するというのでよいのかということと、この料金の案分の仕方というのですか、必ずお水を使うわけだから、水道を使うから、その分流れた分だけ下水にするという下水料金なのですけれども、その案分の8,879万7,000円が水道料金、今回下水が4,252万6,000円になっていますが、この案分の数字の出し方について教えてください。

（経營業務課長）まず、下水道使用料につきましては、水道料金と合わせて徴収をしております。水道の使用料を基に調定をつくっておりますので、その事務を水道事業会計に委任をするための費用になります。ですので、先ほど、下水道事業はウォーターテックスとは契約はしてなくて、ウォーターテックスと契約しているのは水道事業であって、その水道事業が委託をしておりますので、下水道の分もあるだろうということ、下水道に接続している世帯の調定の割合に乗じて算定しております。

（竹田）ということは、水道料金はウォーターテックスと業務委託している。でも、下水道料金はウォーターテックスと業務委託していないよとおっしゃいましたよね。では、その委託料というのは誰に支払うのですか。

（経營業務課長）ウォーターテックスに払っている委託料は水道事業から支払って、下水道の徴収分もありますので、調定件数に応じて下水道事業が水道事業に支払っているという形になります。

以上です。

（竹田）分かりました。それでも業務委託ってなるわけね。

(経營業務課長) 水道事業に業務を委託をしているという解釈でございます。

(川崎) では、23ページのストックマネジメント計画更新業務委託2,274万8,000円が計上されておりますけれども、その詳細について伺います。策定から5年経過しということでも新たに計画を立てていくのだと思うのですが、この間の事業実績について詳細をお伺いいたします。また、今後の予定についても分かるところで教えていただきたいと思います。

(上下水道部参事兼下水道課長) それでは、ストックマネジメント計画更新業務委託のまず内容についてご説明いたします。

ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位づけを行った上で下水道の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設管理の最適化を図るもので、鴻巣市下水道ストックマネジメント計画の策定から5か年を経過しますことから、このたび更新を行うものでございます。鴻巣市下水道ストックマネジメント計画は平成30年度に策定し、5か年を経過しますことから、令和6年度から令和10年度を計画期間とし更新を行うものであり、令和3年度から実施しておりますマンホール蓋改築工事の実績を反映いたしまして、今後の点検・調査計画及び修繕・改築計画を見直すとともに、新たに管路施設の修繕・改築計画を追加するものでございます。

まず、マンホール蓋、管路施設の点検・調査計画の更新の詳細につきましては、施設情報の収集、整理、現状の把握、対象施設、実施時期、概算費用の算出を行うものでございます。

また、マンホール蓋の修繕・改築計画の更新及び管路施設の修繕・改築計画の追加の詳細につきましては、基本方針の策定は、調査結果に基づき施設の老朽化状況を把握いたしまして、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえまして事業計画期間を勘案しまして、おおむね5年から7年程度における修繕・改築の優先順位を設定いたします。

実施計画の策定につきましては、実施計画は、どの施設をいつ、どのように、どの程度の費用をかけて修繕・改築を行うかを検討するものでござ

ざいます。

以上です。

（下水道課副参事） それでは、ストックマネジメント計画の今までの実施状況ということでお答えいたします。

平成30年度に策定しました鴻巣市ストックマネジメント計画が令和元年度から令和5年度ということで、今回更新を迎えるわけですが、その中で管路施設とマンホール蓋の点検、調査を30年度の策定のときに行っていました。その後、令和3年度から令和5年度にマンホール蓋の改築工事を実施しておりまして、令和3年度におきましては715基、令和4年度につきましては692基、令和5年度の予定としましては729基を予定しております。予定数量としまして合計2,136基を改築、来年度改築した場合に2,136基の改築を行う予定です。

以上となります。

（川崎）マンホール蓋の改修については、今詳細な数字いただきました。管路施設と管路修繕についてなのですから、説明では新たにということでご説明があったかと思うのですけれども、こちらにつきましてなのですが、ちょっとすみません、聞き取れなかった部分もありまして、平成30年度にも管路施設の修繕計画を立てたのですか。今回新たに管路施設、管路修繕というふうに聞こえたのですが、ちょっとその辺のご説明もう一度お願いいたします。

（下水道課副参事）平成30年度に策定しましたストックマネジメント計画につきましては、管路施設、通常の管ですね、その管路施設と、あとマンホール蓋の点検と調査のみを行っております。その後にマンホール蓋の修繕を行ってきたわけですから、今回は、その点検、調査を行ってきた、管路調査を今まで行ってきたのですけれども、その調査でたまった分の今度修繕、改築を行っていくこととなります。それなので、今までは管路につきましては、今のところ修繕、改築は行っていません。マンホール蓋のみとなっております。

以上です。

（川崎）マンホール蓋も相当替えていると思うのですけれども、大体こ

れの耐用年数というのですか、どのぐらいなのでしょう。替えなければならぬものがあとどのぐらい残っていてということも分かたら教えていただきたいと思ひます。

(上下水道部参事兼下水道課長) マンホール蓋の耐用年数でございますが、車道部が15年、歩道部が30年ということになってございます。

以上です。

(川崎) 結構耐用年数があるのだなと思つたのですけれども、例えばがたついたりとか、そのがたつきがなくなつたとか、そういう効果は分かるのですけれども、ほかに替へることによつての効果、またもしくは替へなかつたことによる不具合というのですか、そこら辺はどうなのですか。

(上下水道部参事兼下水道課長) 今現在替へているマンホール蓋につきましては、滑り止めの加工を施したものを使つておりますので、要は雨天のとき、車とか自転車とかでそこを走行した場合に、今現在の新しい人孔というのは滑らないようなものを使つていますので、旧のものはそういったものは施してございませぬので、そうしたところが違ふようなことになっております。

(永沼) 同じく23ページの内水浸水想定区域図及び内水ハザードマップについてお聞きいたします。

内水ハザードマップは、令和3年10月に修正されているのですが、今回水防の改正による見直しという理由でよろしいのか、確認のためにちょっとお聞きします。

(上下水道部参事兼下水道課長) 委員のおっしゃるとおりでございます。

(永沼) 今後は、これを見直すことによつて、効果というのは、今までの効果と今後の効果についてちょっと教えていただきたいと思ひます。

(下水道課副参事) 内水ハザードマップを作成することによる効果ということなのですけれども、今までの内水ハザードマップにつきましては、浸水深、雨が降つたときにどれくらいつかるか、膝下までつかるかとか、そういった情報がありませんので、今回浸水のシミュレーションをかけて検討することによりまして浸水の深さとか浸水エリアというものがよ

り詳細で正確なものになってきます。それを示すことによりまして、住民の方々がそういった情報を知った上で、より迅速な避難行動ですとか、そういったものにつながっていくのかなという形になっております。以上です。

（永沼）今までよりはかなり現実的な形で内水浸水の被害が見えてくるというような今後の内水のハザードマップというか、想定区域図であったりとかするということによろしいのですね。

（下水道課副参事）そのとおりでございます。

（永沼）予算の説明書の中には、令和5年度は現地測量調査、基本条件の整理、そして排水区のモデル化というふうに記載しておりまして、令和6年度は流出解析による浸水シミュレーション、浸水想定区域図の作成、そして内水ハザードマップの作成ということで、そういう形で令和5年度の予算の中でやることというのが出ているのですけれども、現地測量調査については既にもうここを調査するというふうに決まっていますでしょうか。

（下水道課副参事）令和5年度に予定されております測量調査というのは、今のところまだ決まっておられませんので、市全体の高低差ですとか地盤の高さがありますので、そういった今までの浸水の実績とか、そういったところが重点的な測量箇所にはなるかと思うのですけれども、今のところピンポイントでどこを測量するということはまだ決まっておられません。

以上です。

（永沼）実際水がたまるところとか、現実的に大雨になったときにたまっているところがあるのですけれども、そういった現実の部分と、あと計測的な部分というの、2通りあるという意味なのでしょうか。

（下水道課副参事）委員のおっしゃるとおり、機械的に地盤高ですとか、そういったもので想定するものと、あとは今までの実績、市民の方々からご意見いただいている実績箇所ですとか、そういったものを加味した中で、どの部分を詳細に測量したらいいのかというのを市全域にわたって調査した上で、測量を詳細にかけていくという流れになっております。



以上です。

（永沼）今の、現在の内水想定区域図、ハザードマップに比べ、これから6年度出来上がるであろう浸水想定区域図と内水ハザードマップの浸水想定箇所というのは、今のお話だとちょっと増えるのかなと思うのですが、すけれども、どうでしょうか。

（下水道課副参事）現在のハザードマップにつきましては、今までの実績と地盤高のみで表示しておいたのですが、今度作成するものについては、より水路情報ですとか側溝の情報、それに今までの鴻巣市で降った既往最大規模の降雨というのは時間当たり73ミリとされていますので、それとあと想定最大規模降雨という153ミリという時間当たりの、そういった雨を擬似的に降らせたようなシミュレーションを行って、より詳細にやりますので、今の内水ハザードマップと若干ずれといたしますか、違う箇所に色が塗られるということは考えられます。

以上です。

（永沼）今のご説明ですと、恐らく、記録的な大雨ってずっと言われているのですが、何が記録的なのか、どんどん上がってくるので、もう全て記録的になってくるのですけれども、その記録的なというのを初めにもう位置づけて、このくらい降ったらどうなるかということで想定して、シミュレーションしてつくっていくと、そういう計画だということによるのでしょうか。

（下水道課副参事）おっしゃるとおりなのですけれども、今回内水浸水想定区域図と内水ハザードマップというものを2種類つくるのですけれども、内水浸水想定区域図というのは想定最大規模降雨153ミリ、これは関東圏の中で153ミリという国土交通省のほうで示されている、これで検討しなさいよと、そういう図面をつくりなさいということで来ておりますので、それで内水浸水想定区域図というのは作成します。内水ハザードマップというのは、その内水浸水想定区域図という図面を基に、住民により分かりやすく、これについては既往最大降雨、鴻巣市で一番今までで観測された雨量ということで、それを基に内水ハザードマップをつくりなさいということになっておりますので、そういった形で決められ

た雨量で検討を行います。

以上です。

(永沼) 次に、作成したものについての公表方法というのはどういうふうにするのかなというのがちょっと気になったのですけれども、その点はどのようなご計画なのか教えていただけますか。

(上下水道部参事兼下水道課長) 公表方法ということでございますが、現在はホームページ等の掲載を考えておりますが、今後業務をやっている中で様々な公表の方法について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(永沼) 若い人もいれば高齢者の人もいて、スマホとかパソコンを使える人もいれば使えない人もいます。そういった中での公表方法というのはしっかり考えていかないと、高齢者の人とか、せっかくいいものをつくっても、見れないために逃げ遅れたとかというふうにならないように、しっかりご計画されたほうがいいかなと思うのですが、その辺は考えられているのですか。

(上下水道部参事兼下水道課長) 今回内水ハザードマップを作成するわけですが、市の水害ハザードマップのほうにつきましては、こちら水防法第15条の第3項の規定によりまして全戸配布を行っていることも踏まえまして、今回作成していきます内水ハザードマップにつきましても全戸配布を含めた形で検討も必要かと思っています。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第38号 令和5年度鴻巣市下水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして、まちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時59分)